

2025年度

あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）

【公募要領】

【募集期間等】

- 事前確認期間 : 2025年6月9日（月）から7月11日（金）まで
- 本申請受付期間 : 2025年6月16日（月）から7月18日（金）まで  
（受付時間は、午前9時から午後5時まで。郵送・持参ともに、7月18日（金）午後5時必着）

\*\*\*\*\*【注意事項】\*\*\*\*\*

- ①当助成金にかかる申請書及び添付書類等内容に不備があった場合には、受付できません。
- ②本申請前には、申請内容等について、事務局職員による事前確認を受けてください。
- ③本申請は、事前確認を受けた後に行ってください。
- ④事前確認は、電話等で予約のうえ申請書をご持参いただくか、Excel形式（添付書類はPDF等）によりメールでお送りください。

\*\*\*\*\*

【提出先・問合せ先】

公益財団法人あいち産業振興機構

新事業支援部 地域資源活用・知的財産グループ

住所：〒450-0002

名古屋市中村区名駅四丁目4番38号 愛知県産業労働センター14階

電話：052-715-3074（地域資源活用・知的財産グループ）

ファックス：052-563-1438

E-mail：info-chiiki@aibsc.jp

URL：https://www.aibsc.jp/

【ご注意】

- ・募集期間前におきましても、申請書作成等について事前相談に対応しております。希望される方は、上記問合せ先までご連絡ください。
- ・申請に必要な書類の様式データは、下記のホームページよりダウンロードしてください。  
（URL） <https://www.aibsc.jp/support/1175/>

2025年5月

## 【目次】

1	目的	1
2	応募資格・要件	1
3	助成対象者、助成対象分野・事業、助成対象者区分、助成限度額・助成率	1
4	助成対象事業の助成期間	3
5	事業スキーム	3
6	助成対象経費	4
7	助成対象経費の経理についての注意事項	13
8	応募手続きの概要	14
9	審査・採択方法、助成金交付決定	18
10	助成事業者の義務	19
11	業務提携金融機関	20
	(別紙1)	21
	・ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 （地域未来投資促進法）（平成十九年法律第四十号）（抜粋）	
	・ 中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）（抜粋）	
	・ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令 （平成十九年政令第七十八号）（抜粋）	
	(別紙2) 地域資源例	22
	様式等	25
	・ 様式第1号 あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）交付申請書	
	・ (別紙1) あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）助成事業計画書	
	・ 様式第2号 事業事前着手届出書	
	・ 申立書	
	記入例	35
	・ 様式第1号 交付申請書及び(別紙1) 助成事業計画書（中小企業者枠の場合）	
	・ 申立書	

## 1 目的

あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）は、県の補助金により公益財団法人あいち産業振興機構に基金を造成し、これを活用することにより地域資源を活用した中小企業者等の新事業展開等を支援することで、本県地域経済の全体の底上げを図ることを目的としています。

## 2 応募資格・要件

- (1) 国又は県の他の補助金を活用する事業がある場合は、同一の事業内容で本助成金（あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金）を申請することはできません。
- 市町村の補助金（国又は県を財源とする補助金を除く。）を活用する事業については、市町村の補助金で、他の補助金の申請が認められている場合のみ本助成金に応募することができます。ただし、その場合であっても、対象経費の重複は認められません。
- ※ 市町村の補助金の申請書の写しを提出していただきます。
- (2) 公的助成金であることから、応募事業の実施主体のうち次の方は応募することができません。
- ア 直近3事業年度の国税、地方税を完納していない者
- イ 宗教活動や政治活動を目的にしている者
- ウ 暴力団である団体、暴力団員が役員となっている団体、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する団体
- (3) 次の要件に該当する場合は、審査の対象から除外します。
- ア 仲介・あっせんなどの行為をする者が介入した場合
- イ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (4) 事業内容が、次の各号の要件を満たしていることを基準とします。
- ア **単なる従来製品の素材及びデザインの変更ではないこと**
- イ **単なる機械・器具等の購入のためのものではないこと**
- ウ **試作・開発の場合は、当該試作・開発の全部又は大部分を他に委託しないこと**

## 3 助成対象者、助成対象分野・事業、助成対象者区分、助成限度額・助成率

### (1) 助成対象者

区分	対象事業者
中小企業者	愛知県内に本社又は主たる事務所を有する <u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号以下「地域未来投資促進法」という。）第2条第3項第1号から第5号</u> ※に規定する中小企業者
小規模企業者	愛知県内に本社又は主たる事務所を有する <u>中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項</u> ※に規定する小規模企業者
中小企業者グループ	上記の中小企業者が複数で構成するグループのことをいう
中小企業者団体	愛知県内に本社又は主たる事務所を有する <u>地域未来投資促進法第2条第3項第6号から第8号</u> ※までに規定する者

※詳細については、21頁（別紙1）を参照ください。

(2) 助成対象分野・事業、助成対象者区分、助成限度額・助成率

助成対象分野	助成対象事業	助成対象者区分	助成限度額	助成率
県内の地域資源 <sup>注1</sup> を活用した新事業展開 <sup>注2</sup> のために行う事業 ※ただし、主要地場産業 <sup>注3</sup> (繊維・窯業・食品・家具・伝統的工芸品)を除く	①新製品(商品)開発 <sup>注4</sup>	中小企業者 小規模企業者 中小企業者グループ 中小企業者団体	50万円以上 300万円以内	1/2 以内 (原油・原材料高騰等の影響により売上高等が減少した企業者 <sup>注5</sup> については2/3 以内)
	②販路拡大(新製品等の販路開拓) ③人材育成(①②につながるもの)	小規模企業者	50万円以上 100万円以内	2/3 以内

注 1 : 「地域資源」とは、地域経済に密接な鉱工業品およびその生産に係る技術、農林水産物、観光資源をいいます。(22 頁(別紙 2)「地域資源例」を参照ください。)

注 2 : 「新事業展開」とは、中小企業の経営革新につながる新たな事業活動(新製品(商品)の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産方式又は販売方式の導入、役務の新たな提供方式の導入)をいいます。

注 3 : 「主要地場産業」とは「愛知県地場産業創出・育成ビジョン(平成 9 年 3 月策定)」において定義した 4 業種の地場産業〔食料品(飲料・飼料を含む)、繊維工業、家具・装備品、窯業・土石製品〕及び経済産業大臣が指定する県内の伝統的工芸品産業 15 種(有松・鳴海絞、常滑焼、名古屋仏壇、三河仏壇、豊橋筆、赤津焼、岡崎石工品、名古屋桐箆笥、名古屋友禅、名古屋黒紋付染、尾張七宝、瀬戸染付焼、尾張仏具、三州鬼瓦工芸品、名古屋節句飾)をいいます。

注 4 : 農林水産物の新品種の開発は対象外であり、鉱工業品の新商品開発においても、その原材料となる農林水産物の品種改良等は対象外とします。

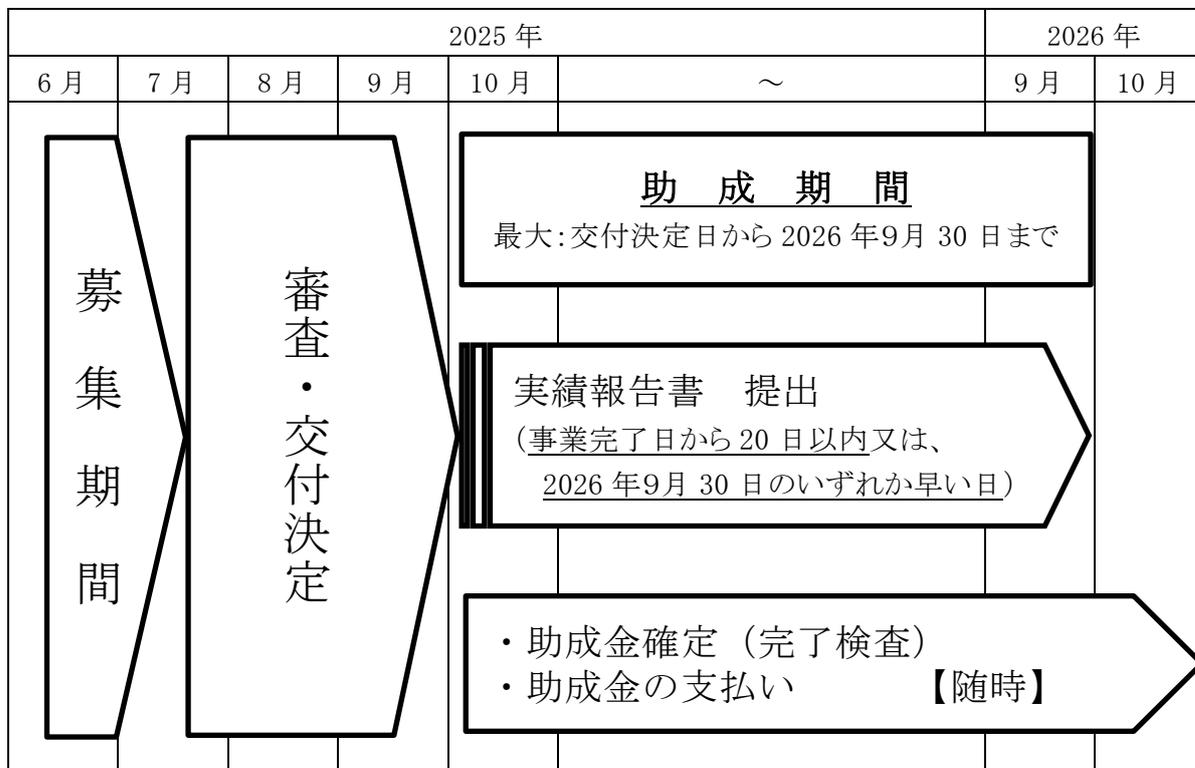
注 5 : 原油・原材料高騰等の影響により売上高等が減少した企業者は以下の表に該当する者としてします。(ただし、中小企業者が複数で構成するグループは除く)

法人	<p>事業収入、売上総利益又は営業利益の合計額のいずれかについて、2024 年 7 月から申請を行う日の属する月の前月までの間の任意の連続する 3 か月と、2020 年から 2021 年の同期間(以下「対象期間」という。)と比較して、10%以上減少していること。</p> <p>事業収入は確定申告書別表 1 における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとする。</p> <p>売上総利益は売上高から売上原価を控除した額をいう。</p> <p>営業利益は売上総利益金額から販売費及び一般管理費の合計を控除した額をいう。</p>
個人	<p>事業収入、売上総利益又は営業利益の合計額のいずれかについて、2024 年 7 月から申請を行う日の属する月の前月までの間の任意の連続する 3 か月と、2020 年から 2021 年の同期間と比較して、10%以上減少していること。</p> <p>事業収入は確定申告書第 1 表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方式によるものとする。</p> <p>売上総利益は売上高から売上原価を控除した額をいう。</p> <p>営業利益は売上総利益金額から販売費及び一般管理費の合計を控除した額をいう。</p>

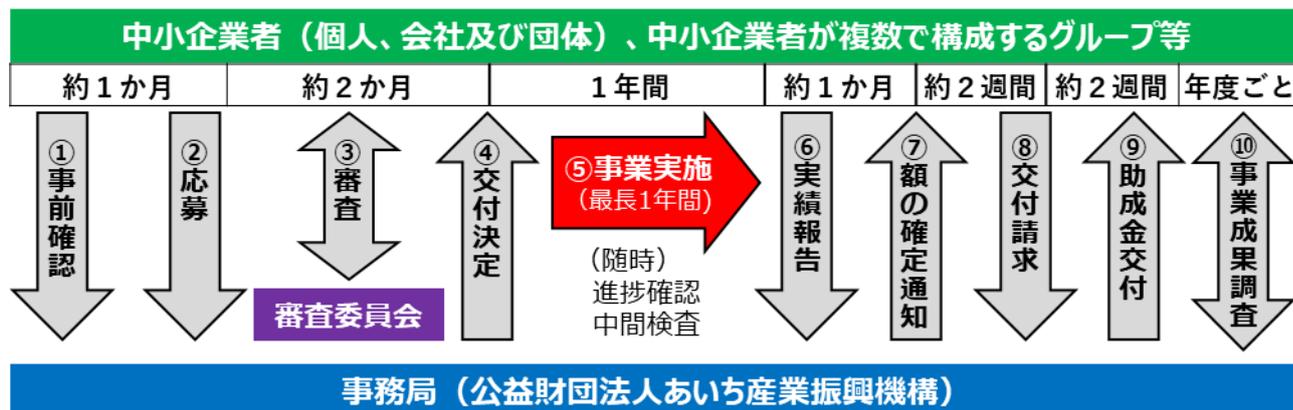
#### 4 助成対象事業の助成期間

助成対象事業の助成期間は、交付決定日(2025年10月初旬を予定)から1年以内(2026年9月30日まで)とします。

ただし、1年の助成期間を超える事業の申請にあたっては、毎年度ごとに審査を受けていただきます。



#### 5 事業スキーム



## 6 助成対象経費

申請事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、助成金交付決定日以降に、助成事業期間内を期間とした契約、発注、購入等を行い、助成事業実施期間中(最長 2026 年 9 月 30 日まで)に納品及び支払い等が完了し、かつ、証拠書類(各経費に応じて仕様書、見積書、相見積書、注文書、請書、契約書、納品書、成果物(報告書)、請求書、領収書の類)によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

### (1) 助成対象経費

助成対象経費の区分	内 容
事業費	専門家謝金、従事者国内旅費、専門家国内旅費、 従事者海外展示会旅費、専門家海外展示会旅費、 会場借料、会場整備費、印刷製本費、通信運搬費、調査研究費、 広告宣伝費、雑役務費、保険料、特許権等産業財産権取得費、 委託費（試作・開発費に係る部分を除く）
試作・開発費	原材料費、補助材料費、機械装置導入費、工具器具・備品購入費、 借損料、試験・分析費、外注加工費、委託費

### (2) 助成対象経費の取扱い

すべての経費は、県内の地域資源を活用した新事業展開のための助成事業を実施するために必要な経費に限ります。

#### 「新事業展開」とは

中小企業の経営革新につながる新たな事業活動

(例) ・新製品(商品)の開発又は生産

・商品の新たな生産方式又は販売方式の導入

・新役務の開発又は提供

・役務の新たな提供方式の導入 等

#### <事業費（試作・開発費に係るものを除く）>

経費内容	具体的な内容	取扱い
専門家謝金	専門家等に支払う謝金 <対象となる専門家の例> ・助成事業に必要な専門的な指導や助言を受けるための専門家 ・自社開催の講演会、セミナー等の講師	・所得税法に規定する源泉徴収を行う必要がある場合があります。 ・(3)-2参照
従事者国内旅費	役員又は従業員が、自社が出展又は開催する国内展示会等への参加、専門家との打合せ等、助成事業の実施に係る旅費  <b>【対象外】</b> 以下の目的の旅費は対象外 ・助成事業として特定できないもの ・展示会等の事前調査、視察 ・営業活動 ・助成事業以外の業務を伴うもの	・旅費支給規程に基づく支払（規程がない場合は実費） ・宿泊費は対象になりますが、地域ごとに上限額があります。 ・(3)-3参照  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <b>【旅費支給規程等に関わらず対象外】</b>            ・特別利用料金            (グリーン車、ファーストクラス・ビジネスクラス等)            ・タクシー代            ・レンタカー代            ・ガソリン代            ・駐車代            ・高速道路等通行料金            ・飲食代                ・日当         </div>

専門家 国内旅費	専門家等に、指導又は助言を受ける際に 専門家等に支払う旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費額は実費</li> <li>・所得税法に規定する源泉徴収を行う必要がある場合があります。</li> <li>・(3)-2、(3)-3参照</li> </ul> ※規程等に関わらず、上限や対象外あり(従事者国内旅費 参照)
従事者 海外展示会 旅費	役員又は従事者が、自社が出展する海外 展示会に参加するための旅費 【対象外】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・展示会等の事前調査、視察</li> <li>・営業活動</li> <li>・展示会出展以外の業務を伴うもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家海外展示会旅費と合わせ 3 名以内</li> <li>・旅費支給規程※に基づく支払 (規程がない場合は実費)</li> <li>・(3)-3参照</li> </ul> ※規程等に関わらず、上限や対象外あり(従事者国内旅費 参照)
専門家 海外展示会 旅費	助成事業者が出展する海外展示会に、専 門家が同行する際に支払う旅費 【対象外】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・展示会等の事前調査、視察</li> <li>・営業活動</li> <li>・展示会出展以外の業務を伴うもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者海外展示会旅費と合わせ 3 名以内</li> <li>・所得税法に規定する源泉徴収を行う必要がある場合があります。</li> <li>・旅費支給規程※に基づく支払 (規程がない場合は実費)</li> <li>・(3)-3参照</li> </ul> ※規程等に関わらず、上限や対象外あり(従事者国内旅費 参照)
会場借料	自社が出展又は開催する展示会や見本 市等の会場使用料、備品使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出展予定の展示会を明確にすること</li> <li>・試作品、開発品等の市場調査、PR を目的とした展示会に限る</li> <li>・(3)-4参照</li> </ul> 【対象外】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・試作品、開発品等の販売を伴う会場借料</li> </ul>
会場整備費	自社が出展又は開催する展示会や見本 市等で会場を整備するために必要な備品 等の設置、撤去、装飾費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備品、装飾内容等を明確にすること</li> </ul>
印刷製本費	助成事業に係る印刷物の作成費用 <対象例> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新製品等のPR用パンフレット</li> <li>・自社が出展する展示会等の開催を周知するためのチラシ</li> <li>・自社が出展する展示会等で使用するパネル、ポスター</li> <li>・新製品等に貼るラベル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途、内容、部数等を明確にすること</li> <li>・(3)-5参照</li> </ul> 【対象外】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業活動を目的(価格の記載がある等)としたもの</li> <li>・助成事業以外の目的(会社紹介がメイン等)を含むもの</li> </ul>
通信運搬費	助成事業に係る郵送代、運送代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どこに何を送付するか明確にすること (例:○○展示会出展物の運搬料)</li> </ul>
調査研究費	助成事業の調査研究を行うための費用 <対象例> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参考文献の購入</li> <li>・データベース検索費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査、研究内容を明確にすること</li> </ul>
広告宣伝費	助成事業に係る広告宣伝費用 <対象例> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ作成 (助成事業に係る部分に限る)</li> <li>・新製品等のPR 動画作成 (助成事業に係る部分に限る)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告内容を明確にすること</li> <li>・ホームページについては、作成前後の内容を明確にすること</li> <li>・(3)-5参照</li> </ul> 【対象外】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業活動を目的(価格の記載がある等)としたもの</li> <li>・助成事業と直接関係がないホームページの作成(会社ホームページ全体のリニューアル等)</li> <li>・ECサイト構築、ECサイト出店費用</li> </ul>
雑役務費	助成事業に係る業務・事務を補助するため 臨時的に雇入れた者に支払う賃金・交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税法に規定する源泉徴収を行う必要がある場合があります。</li> <li>・労働法令を遵守する必要があります。</li> </ul>

保険料	試作品等の発送の際に付保する保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・何に対する保険料が明確にすること (例:〇〇展示会出展物の運搬に係る損害保険)</li> </ul>
特許権等 産業財産権 取得費	助成事業に係る新製品等の国内の特許権、実用新案権、意匠権、商標権の取得に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税法に規定する源泉徴収を行う必要がある場合があります。</li> <li>・(3)-6、(3)-13 参照</li> <li>【対象外】</li> <li>・日本の特許庁に支払う経費 (出願手数料、審査請求手数料、登録料等)</li> </ul>
委託費	助成事業に必要な業務の一部を第三者に委託する費用 <対象業務の例> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット等のデザイン</li> <li>・新製品等に係る市場調査</li> <li>・プロモーション、ブランディング等に係るコンサルティング</li> <li>・展示会等で必要な通訳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託内容を明確にすること</li> <li>・委託理由が明確かつ妥当なもののみ対象</li> <li>・<b>助成事業の主要部分を委託することはできません。</b></li> <li>・所得税法に規定する源泉徴収を行う必要がある場合があります。</li> <li>・試作・開発費に係る部分を除く</li> <li>・(3)-11、(3)-12、(3)-13 参照</li> </ul>

### <試作・開発費>

経費内容	具体的な内容	取扱い
原材料費	試作等に使用する原材料、部品の購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途、数量等を明確にすること</li> <li>・<b>試作等に必要最低限度の数量</b>とすること</li> <li>・(3)-7 参照</li> </ul>
補助材料費	試作・開発の過程で、試作品の製造を間接的に支援する物品の購入費 <対象例> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試作品を組み立てる際に使われる接着材料</li> <li>・試作段階で投入される試薬・試剤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途を明確にすること</li> <li>・<b>試作等に必要最低限度の数量</b>とすること</li> <li>・(3)-7 参照</li> <li>【対象外】</li> <li>・光熱水費、燃料代(機械装置の動力源)</li> <li>・試作品の製造に関連しない物品</li> <li>・事務的な消耗品</li> </ul>
機械装置 導入費	試作・開発に必要な機械装置の導入費 <対象例> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置の購入費用</li> <li>・機械装置の部品代、組付け費用</li> <li>・機械装置の改造・改良費用</li> <li>・機械装置の導入と一体で行う据付等に要する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途、仕様等を明確にすること</li> <li>・試作等に必要となる<b>適正な性能(オーハースペックではない)の機械装置を選定</b>すること</li> <li>・助成事業以外に転用が可能な汎用性が高い備品等は対象外とする場合があります。</li> <li>・交付要領様式第15号の申請により、承認を受けたうえで、設備売却等により収入を得た場合は、収入の全部または一部を返還していただくことがあります。</li> <li>・(3)-8、(3)-12 参照</li> </ul>
工具器具・ 備品購入費	試作・開発に必要な工具器具や備品の購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(3)-8、(3)-12 参照</li> </ul>
借損料	試作・開発に必要な機械装置又は工具器具、事務機器等のレンタル、リース料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置等の内容、レンタル期間等を明確にすること</li> <li>・(3)-9 参照</li> </ul>
試験・ 分析費	試作品の開発に必要な試験・分析を行うための費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験等の内容、回数等を明確にすること</li> </ul>
外注加工費	試作品・開発品の製作のために、一部の加工を外注する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外注加工内容を明確にすること</li> <li>・(3)-10、(3)-12、(3)-13 参照</li> <li>【対象外】</li> <li>・加工の全部または大部分を外注する場合</li> </ul>
委託費	試作品の開発に必要な業務の一部を第三者に委託する費用 <対象業務の例> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試作品のデザイン</li> <li>・試作品の設計</li> <li>・試作品に関する助言、提案等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託内容を明確にすること</li> <li>・委託理由が明確かつ妥当なもののみ対象</li> <li>・<b>助成事業の主要部分を委託することはできません。</b></li> <li>・所得税法に規定する源泉徴収を行う必要がある場合があります。</li> <li>・(3)-11、(3)-12、(3)-13 参照</li> </ul>

### (3) 助成対象経費の注意点

#### 1 以下の経費については、助成対象外となります。

- ① 人件費
- ② 借入に伴う支払利息及び遅延損害金
- ③ 公租公課(消費税及び地方消費税等)
- ④ 不動産購入費
- ⑤ 飲食、奢侈、遊行、娯楽、接待の費用
- ⑥ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用
- ⑦ 免許・資格の登録費用
- ⑧ 振込手数料、代引き手数料
- ⑨ 光熱水費
- ⑩ 必要な経理書類等(助成対象経費の明細と支払いに関する帳簿類等)を用意できないもの

< 必要な書類の例 >

仕様書、見積書、相見積書、注文書、請書、契約書、納品書、成果物(報告書)、請求書、領収書、支払いの事実を証する金融機関の振込金受領書 等

- ⑪ 自社内部等又は生計を一にする者との取引にかかるもの
- ⑫ 仮想通貨・クーポン・クレジットカード等のポイント・プリペイドカード・金券・商品券等を利用して支払った経費
- ⑬ 他の事業との明確な区分が困難である経費
- ⑭ 内容が適切でない経費(助成事業として特定できない、助成事業以外の活動、助成事業と助成事業以外が混在している場合など)
- ⑮ 汎用性があり目的外使用になり得るもの
- ⑯ その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用

#### 2 専門家謝金について

##### 【助成対象外】

##### 本助成金に関する書類作成代行費用

##### (謝金等単価)

謝金等の金額は、社会通念上妥当な範囲内であり、対外的に説明可能な金額としてください。

##### (源泉徴収)

源泉徴収が必要となる謝金等については、税務署への納付等に関して必要な処理を行ってください。

また、実績報告の際には、当該処理(助成事業者において預り金処理及び税務署への納付)を行った書類(納付書(給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書)等)が必要になります。

※個人に支払う旅費や委託(デザイン業務等)等についても、源泉徴収が必要となる場合がありますので、管轄の税務署にて確認し、適切な処理をしてください。

##### (実績報告書)

実績報告として、講演内容や専門家からの助言、指導、提案内容等を具体的かつ詳細に記載した報告書の提出が必要になります。(報告書の内容によっては対象経費とならない場合があります。)

### 3 旅費について

(助成対象となる交通手段)

公共交通機関を利用するもので、かつ、経済的及び合理的なものに限ります。

※出張ごとに、利用した公共交通機関、運賃及び経路が確認できる検索サイト(ジョルダン等)の画面コピーや書類の提出が必要になります。

(助成対象外となる旅費)

出張内容が適切でない場合(助成事業として特定できない、助成事業以外の活動、助成事業と助成事業以外の業務が混在している場合など)は対象経費にはなりません。

#### 【助成対象外】

- ① 助成事業として特定できないもの
- ② 展示会等の事前調査、視察
- ③ 営業活動(販売目的等とみなされるもの)
- ④ 助成事業以外の業務を伴うもの

(助成対象外となる費用)

各事業者の旅費支給規程等に関わらず、以下の費用は助成対象外になります。

#### 【助成対象外】

- ① 特別に付加された料金  
(グリーン車利用料金、ファーストクラス、ビジネスクラス、プレミアムシート等)
- ② タクシー代
- ③ レンタカー代
- ④ ガソリン代等の燃料代
- ⑤ 駐車代(パーキング料金)
- ⑥ 高速道路等の通行料
- ⑦ 飲食代  
※宿泊料等が食事付きの場合は、食事代を差引いてください。  
なお、食事代が不明な場合、その宿泊料は対象経費にはなりません。
- ⑧ 日当

(海外旅費)

海外展示会参加に要する経費のみを対象とし、従事者、専門家合わせて3名以内とします。

また、10万円以上(消費税及び地方消費税込み)の場合は、旅行会社など2者以上の見積書による見積合わせが必要になります。

なお、事前調査・視察は、助成対象外となります。

(出張報告書)

実績報告には、出張報告書(日時、目的、用務先、出張者、料金、出張内容等を記載した報告書)の提出が必要になります。

(宿泊費の1泊あたりの上限額)

宿泊費(ホテル代)は、助成対象となりますが、地域ごとに上限額があります。

※国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)に準じます。

※次の表に記載のない地域については、事務局にお尋ねください。

① 国内（消費税及び地方消費税込みの金額）

地域	東京、埼玉、 京都	北海道、 大阪、広島	千葉	神奈川	福岡
上限額	19,000 円	13,000 円	17,000 円	16,000 円	18,000 円

② 外国（原則、消費税及び地方消費税を含まない金額 ※不課税取引の場合）

地域	アメリカ合衆国 (サンフランシスコ)	アメリカ合衆国 (シカゴ)	アメリカ合衆国 (デトロイト)	アメリカ合衆国 (ロサンゼルス)
上限額	49,000 円	44,000 円	43,000 円	42,000 円

地域	イギリス (ロンドン)	ドイツ (ベルリン)	フランス (パリ)	オーストラリア (シドニー)
上限額	44,000 円	25,000 円	38,000 円	29,000 円

地域	中華人民共和国 (北京)	大韓民国 (ソウル)	シンガポール (シンガポール)	タイ (バンコク)
上限額	17,000 円	26,000 円	34,000 円	20,000 円

#### 4 展示会について

##### 【助成対象外】

- ① 試作品、開発品等の販売を伴う展示会の開催又は当該展示会への出展に係る経費
- ② 助成事業と関係がない展示会の開催又は当該展示会への出展に係る経費

※助成事業者の既存製品と、試作品等の展示内容が混在する場合は、原則、対象外となります。

※展示会等は、販売前の試作品、開発品等の紹介や来場者の意見聴取等を行うものであり、販売行為を行うことはできません。

※価格が付けられた試作品、開発品等を展示することはできません。

##### （事業事前着手）

展示会の出展に要する「会場借料」に限り、交付決定より前に支払われた経費についても経費対象とします。

ただし、交付申請書受理日以降の支払いであり、かつ、あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）交付要領第6条第1項に基づき、事業事前着手届出書（様式第2号）が提出された場合に限りです。

#### 5 パンフレット・ホームページ（広告宣伝）・印刷製本について

##### 【助成対象外】

- ① 試作品、開発品等の価格が記載されているパンフレット、ホームページ等の作成に係る経費（販売目的とみなすため）
- ② 販売を目的とするパンフレット、ホームページ（ECサイト）等の作成に係る経費
- ③ 助成事業とは関係がないパンフレット、ホームページ等の作成に係る経費  
（例：会社ホームページ全体のリニューアルなど）
- ④ ECサイト構築、ECサイト出店に係る経費

※本事業計画に基づくコンテンツの作成のみが対象となります。

## 6 特許権等産業財産権取得費について

助成事業と密接に関連し、その実施に当たり必要となる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の取得に要する弁理士費用が対象となります。

※事業完了までに出願手続き及び費用の支払いが完了していることが条件です。

※出願人は本助成金への申請者（法人の場合は法人名義）のみとします。

※助成事業者に権利が帰属することが必要です。

### 【助成対象外】

- ① 出願手数料、審査請求手数料、登録料等を日本の特許庁に支払う経費
- ② 外国での特許権、実用新案権、意匠権、商標権の取得に係る経費
- ③ 他者からの特許権等産業財産権の買い取り費用
- ④ 外部の者と共同で申請を行う場合の経費
- ⑤ 他の制度により特許権等産業財産権等の取得について補助等の支援を受けている場合

### （源泉徴収）

源泉徴収が必要となる弁理士費用等については、税務署への納付等に関して必要な処理を行ってください。

また、実績報告の際には、当該処理（助成事業者において預り金処理及び税務署への納付）を行った書類（納付書等（給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書））が必要となります。

## 7 原材料費・補助材料費について

試作品、開発品等の製造時に使用する原材料や部品は「原材料費」、試作品等の製造過程で消費される材料は「補助材料費」として計上してください。

### 【助成対象外】

- ① 販売を目的とする仕入れ
- ② 汎用性が高く、使用目的が助成事業の遂行に必要なものと特定できないもの
- ③ 試作品、開発品等であっても、販売する可能性があるものの製作に係る経費
- ④ パソコン、ソフトウェア（試作品、開発品等の原材料、部品となり、試作品、開発品等に一体として組み込まれているものは、原材料費の対象となります。単体として機能するものは対象外となります。）
- ⑤ ソフトウェア開発、システム開発
- ⑥ 光熱水費、燃料代（機械装置の動力源）
- ⑦ 事務的な消耗品
- ⑧ 原材料等の相殺

※試作、開発の用途に使用するものに限りません。

※当該助成金で製作した試作品、開発品等は、売却、販売することはできません。

※購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、助成事業終了時には使い切ることを原則とします。そのため、助成事業終了時点での未使用の原材料等は助成対象外となります。

※原材料等を助成対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受け払いを明確にするとともに、試作及び開発の途上において発生した仕損じ品、テストピース等を保管（保管が困難なものは写真撮影による代用も可）しておく必要があります。

## 8 機械装置導入費、工具器具・備品購入費について

### 【助成対象外】

- ① 助成事業以外に転用が可能な汎用性が高い機械装置又は工具器具、備品
- ② 量産のために使用する機械装置又は工具器具、備品
- ③ 事業内容以上のハイスペック(オーバースペック)の機械装置又は工具器具、備品
- ④ パソコン、ソフトウェア、ソフトウェア開発、システム開発
- ⑤ 設置場所の整備工事、基礎工事
- ⑥ 建物本体に影響を与える増築工事、改築工事、外構工事、内装工事、外装工事等
- ⑦ 電気ガス水道等の工事に係る経費
- ⑧ 助成事業と関係がない又は単なる取替え更新のための機械装置又は工具器具、備品
- ⑨ 保守料
- ⑩ 既存の機械装置又は工具器具、備品の撤去費用

※試作、開発の用途に使用するものに限りません。

※当該助成金で製作した試作品、開発品等は、売却、販売することはできません。

※取得財産等に相当する助成対象経費(内容)を計上する場合は、該当経費が分かるように記載してください(43 頁の記載例を参照)。

## 9 借損料

### 【助成対象外】

- ① 量産のために使用する機械装置又は工具器具、事務機器等のレンタル料、リース料
- ② 設置に係る経費
- ③ 工事費
- ④ 保守料

※内容、金額、期間等が明記された契約書を締結する必要があります。

## 10 外注加工費について

助成事業の実施にあたり試作品の開発を行うために必要な加工を外注した際に支払われる経費(助成事業者が設備を所有していない等の理由で原材料の加工や組み立て等の一部を第三者に外注するために支払われる経費)

※外注する側である助成事業者を利用権等が帰属する必要があります。

### 【助成対象外】

- ① 助成事業の実施に関係しない外注加工費
- ② 加工の全部または大部分を外注する場合
- ② ソフトウェア開発、システム開発(試作品、開発品等を制御するために、試作品、開発品等に一体として組み込まれているものは、外注加工の対象となります。)

## 1 1 委託費について

どのような業務をなぜ委託する必要があるのか、分かりやすく記載してください。

委託の理由が明確、かつ、妥当なもののみ対象とします。

**助成事業の主要部分を委託することはできません。**

※委託内容、金額、期間等が明記された契約書を締結し、委託する側である助成事業者に利用権等が帰属する必要があります。

### (源泉徴収)

源泉徴収が必要となる謝金等については、税務署への納付等に関して必要な処理を行ってください。

また、実績報告の際には、当該処理(助成事業者において預り金処理及び税務署への納付)を行った書類(納付書(給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書)等)が必要になります。

※個人に支払う委託(デザインの業務委託等)等についても、源泉徴収が必要となる場合がありますので、管轄の税務署にて確認し、適切な処理をしてください。

## 1 2 高額な経費の取扱いについて

1件 100 万円(消費税及び地方消費税込み)を超える経費(機械装置導入費、工具備品・備品購入費、外注加工費、委託費等)については、交付申請書(様式第1号)に、想定発注先及び選定方法並びに参考見積等による経費の積算根拠を記載又は添付ください。

※取得財産等に相当する助成対象経費(内容)を計上する場合は、該当経費が分かるように記載してください(43頁の記載例を参照)。

## 1 3 権利帰属について

特許権等財産権取得費、外注加工費、委託費等については、助成事業者<sup>に</sup>権利又は利用権等が帰属する必要があります。

## 1 4 交付対象事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について

当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して応募申請してください。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

## 1 5 その他

その他注意事項、必要書類等は事務局職員の指示に従ってください。



## 8 応募手続きの概要

### (1) 募集期間

- 事前確認期間：2025年6月9日（月）から7月11日（金）まで
- 本申請受付期間：2025年6月16日（月）から7月18日（金）まで  
（受付時間は、午前9時から午後5時まで。郵送・持参ともに、7月18日（金）午後5時必着）

\*\*\*\*\*【注意事項】\*\*\*\*\*

- ①当助成金にかかる申請書及び添付書類等内容に不備があった場合には、受付できません。
- ②本申請前には、申請内容等について、事務局職員による事前確認を受けてください。
- ③本申請は、事前確認を受けた後に行ってください。
- ④事前確認は、電話等で予約のうえ申請書をご持参いただくか、Excel形式(添付書類はPDF等)によりメールでお送りください。

\*\*\*\*\*

### (2) 提出先（問合せ先）

●〒450-0002 名古屋市中村区名駅四丁目4番38号 愛知県産業労働センター14階  
公益財団法人あいち産業振興機構 新事業支援部 地域資源活用・知的財産グループ 宛  
電 話：052-715-3074 FAX：052-563-1438  
E-mail：info-chiiki@aibsc.jp URL：<https://www.aibsc.jp/>

### (3) 提出方法

提出書類について、印刷物（1部）を郵送又は持参、データをメール等でご提出ください。  
※提出書類は返却できませんので、ご了承ください  
※提出書類は、本審査以外には使用しません。

### (4) 提出書類

次頁で必要書類を確認のうえ、表ア（申請書類）、イ（事業事前着手）、ウ（添付書類：(1)及び(2)～(5)のいずれか）を提出してください。グレーの網掛け箇所については、必須提出書類となります。

申請書類等の様式については、下記URLからダウンロードしてください。

【URL】 <https://www.aibsc.jp/support/1175/>

**ア 申請書類（※25頁 様式参照）**

様式	書類	原本/写し
様式第1号	あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠） 交付申請書 ※ 法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を押印	原本 Excel データ
（別紙1）	あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠） 助成事業計画書	原本 Excel データ

**イ 事業事前着手（※33頁 様式参照）**

展示会の出展に要する「会場借料」に限り、交付決定より前に支払われた経費についても経費対象とします。ただし、交付申請書受理日以降の支払いであり、かつ、あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）交付要領第6条第1項に基づき、（様式第2号）事業事前着手届出書が提出された場合に限りです。

様式	書類	原本/写し
様式第2号	事業事前着手届出書 ※ 法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を押印	原本

**ウ 添付書類（(1)及び(2)～(5)のいずれか）**

**(1) 提出必須書類（①～④）**

	事業者区分	書類	原本/写し
①	法人	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（3か月以内）	原本
	個人	印鑑登録証明書（3か月以内）	
②	法人	（直近の決算関係書類） ・貸借対照表 ・損益計算書 ・製造原価報告書 ・一般管理費明細書 ・株主資本等変動計算書 ・個別注記 ※ 決算期を迎えていない場合は、法人設立届出書	写し
	個人	（直近の確定申告書） 【青色申告の場合】 ・確定申告書（第一表、第二表） ・所得税青色申告決算書（1～4面） 【白色申告の場合】 ・確定申告書（第一表、第二表） ・収支内訳書（1・2面） ※ いずれもマイナンバー記載箇所を黒塗りしたもの ※ 決算期を迎えていない場合は、開業届	
③		事業や法人を紹介するパンフレット、会社ホームページの画面の写し等 組合等は事業計画書・事業報告書	原本又は 写し

④	申立書 (※34頁 様式参照) ※ 法人の場合は代表社印、個人の場合は実印を押印	原本
	(申請者の皆様へ) 1 愛知県では、事務事業から暴力団を排除しております。申立書の役員一覧表に、氏名・生年月日、住所等記載のうえ、ご提出ください。なお、いただいた個人情報、本事業の目的以外には使用いたしません。 2 あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金(一般枠)交付要領第3条の規定により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者には、助成金を交付いたしません。また、交付決定後にその旨明らかになった時は、同要領第19条の規定により、交付決定を取り消します。 3 この計画書に係る助成金の交付が暴力団を利するか否かについて、愛知県警本部長に役員一覧表の氏名、生年月日、住所その他の申立書に記載されている情報を提供し、その意見を聞くことがあります。 ～あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金(一般枠)交付要領(抜粋)～ 第3条 ……略……ただし、助成金の交付対象事業者は、愛知県暴力団排除条例(平成22年10月15日愛知県条例第34号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であることを要する。 第19条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取消し、その旨を公表することができる。 (1) この要領に違反したとき。 (2) 偽りその他の不正行為があったとき。 (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。 (4) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。 2 前項の規定は、助成金交付額の確定があった後においても適用する。 3 理事長は、助成金交付決定の取消しをした場合には、その旨を助成事業者に対し速やかに通知するものとする。	

**(2) 中小企業者グループで申請する場合**

事業者区分	書類	原本/写し
中小企業者 グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ規約</li> <li>・組織図(代表者及び経理担当者を明示)</li> <li>・参加企業概要</li> <li>・参加企業全社の直近の決算関係書類(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、一般管理費明細書、株主資本等変動計算書、個別注記)</li> </ul>	写し

**(3) 小規模企業者枠(助成限度額: 50万円以上100万円以内、助成限度額助成率2/3以内)で申請する場合又は地域未来投資促進法第2条第3項第1号から第5号に規定される資本金の額を超える中小企業者が申請する場合**

事業者区分	書類	原本/写し
小規模企業者	健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認書 (3か月以内、社会保険を付保している従業員数の記載のあるもの)	原本
中小企業者		

**(4) 原油・原材料高騰等の影響を受けた企業者で申請する場合**

事業者区分	書類	原本/写し
法人	<p>I <u>対象期間</u>※1 と比較する期間を含む年度の「<u>確定申告書別表一</u>」※2 の控え及び、比較する期間の月次事業収入、売上総利益、営業利益がわかるもの。</p> <p>II <u>対象期間</u>※1 の月次事業収入、売上総利益、営業利益がわかるもの※3。</p>	写し
個人	<p><b>【青色申告の場合】</b>            青色申告の場合、事業収入は、所得税青色申告決算書における「月別売上(収入)金額及び仕入金額」欄の「売上(収入)金額」の額を用いる。            売上総利益、営業利益については、試算表等の確定申告の基礎となる書類に記載されている額を用いる。</p> <p>I <u>対象期間</u>※1 と比較する期間を含む年度の「<u>確定申告書第一表</u>」及び「<u>所得税青色申告決算書</u>」の控え、比較する期間の月次事業収入、売上総利益、営業利益がわかるもの。</p> <p>II <u>対象期間</u>※1 の月次事業収入、売上総利益、営業利益がわかるもの※3</p> <p><b>【白色申告の場合】</b>            白色申告を行っている場合、月次の事業収入が記載されないことから、<u>対象期間</u>※1 を含む各年度の事業収入に3/12 を乗じたものを比較することとする。            売上総利益、営業利益については、試算表等の確定申告の基礎となる書類に記載されている額を用いる。</p> <p>I <u>対象期間</u>※1 と比較する期間を含む年度の「<u>確定申告書第一表</u>」及び「<u>収支内訳書</u>」の控え、比較する期間の月次事業収入、売上総利益、営業利益がわかるもの。</p> <p>II <u>対象期間</u>※1 の月次事業収入、売上総利益、営業利益がわかるもの※3</p>	写し

※1 対象期間：事業収入、売上総利益又は営業利益の合計額のいずれかについて、2024年7月から申請を行う日の属する月の前月までの間の任意の連続する3か月と、2020年から2021年の同期間と比較して、10%以上減少した期間。

※2 確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。  
 e-Taxによる申告の場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。

※3 売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。

**(5) その他必要と認める書類**

## 9 審査・採択方法、助成金交付決定

### (1) 採択方法

助成案件の採択は、外部有識者等で構成する「あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）助成事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）による審査結果を踏まえ、評価基準の充足性の高いものから予算の範囲内で、公益財団法人あいち産業振興機構理事長が行います。採択は2025年10月初旬を予定しています。

### (2) 審査の手順

#### ① 形式要件の確認

事務局により、応募資格及び申請内容に関する形式要件の確認を行い、必要に応じて申請者に対するヒアリングを実施します。

#### ② 審査委員会による審査

審査委員会において次項の評価基準に基づいて事業計画の審査を行います。

審査に当たり、審査委員より申請内容に関して質問がある場合があります。その際は速やかに回答するようお願いいたします（申請者に出席のうえ、説明いただく場合があります。その場合は、対象者に別途お知らせいたします）。

#### ③ 現地調査

必要に応じて、事務局や審査委員会が現地調査を行う場合があります。

### (3) 評価基準

審査委員会は事業計画を次の項目について評価し、審査を行います。

#### ① 地域資源活用の度合

地域資源の特徴、強みを活かした商品開発や販路拡大事業であるか。

#### ② 新規性

開発又は販路拡大を図る製品（商品）・サービスは、類似性が無く、新規性を有しているか。

また、類似事例が存在する場合、他社の製品（商品）・サービスと比較して優位性、独自性があるか。

#### ③ 計画の妥当性

事業計画の内容や実施期間に無理がなく、計画性のある妥当な事業計画であるか。

また、資金調達、技術力など、経理面を含めて効率的といえるか。

#### ④ 事業化の実現性

製品（商品）開発や販路開拓等の遂行方法が具体的であるか。

事業内容が社会情勢、市場ニーズ、市場規模等に合致しており、事業化の見通しがあるか。

#### ⑤ 地域産業活性化への効果

事業内容は、地域の産業、地域の中小企業者に貢献するものであり、地域に波及するものであるか。

（例）・県内事業者からの仕入 ・県内事業者への外注加工 ・自社及び県内取引先の雇用  
・設備投資 ・活用する地域資源の需要

※「パートナーシップ構築宣言」の登録及び「事業継続力強化計画」の認定を受けている事業者につきましては、加点します。

### (4) 審査結果

審査の結果（採択、不採択問わず）については、書面にて通知いたします。

審査内容に関するお問い合わせについては応じられませんので、あらかじめご了承ください。

### (5) 公表

採択された事業については、事業主体名、所在地、事業名を公表させていただきます。

## 10 助成事業者の義務

本事業の交付決定を受けた者は、以下の条件を守らなくてはなりません。

### (1) 助成金交付の条件

- ① 助成事業の遂行に当たっては、あいち中小企業応援ファンド(取崩型)事業実施要領及びあいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金(一般枠)交付要領の規定に従っていただきます。
- ② 助成事業の内容又は助成事業に要する経費の配分を変更(2割未満の軽微な変更を除く)しようとする場合は、あらかじめ承認を受けてください。  
また、助成事業の内容の変更に際し、申請内容の承認の可否に専門性を必要とする場合は、専門知識を有する者の意見を聴取し、その意見を踏まえ承認の可否を決定いたします。
- ③ 助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときや助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに所定の報告書を提出し指示を受けてください。
- ④ 助成事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ承認を受けてください。
- ⑤ 交付決定の内容や交付の条件に不服がある場合は、助成金交付決定通知を受けた日から 20 日以内に取下書を提出してください。

### (2) 助成事業の遂行

助成事業者は助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行い、助成金を他の用途へ使用することはできません。

### (3) 助成事業の遂行状況の報告

助成事業の遂行状況について照会があった場合は、事業の遂行状況や今後の見込を記載した所定の報告書を提出していただきます。

### (4) 助成事業の実績報告

助成事業が完了したときは、助成金交付決定時に定める日までに、所定の実績報告書に関係書類を添えて報告していただきます。

### (5) 助成金の経理

助成金に係る経理について、収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

### (6) 立入検査等

助成事業の適正を期すために必要があるときは、事務所、事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査、若しくは、関係者に質問することがあります。

### (7) 助成事業終了後の調査及び事業成果発表

助成事業終了後においても、事業実績の進捗状況確認のため、調査ならびに決算書の提出に  
応じていただきますので、あらかじめご了承ください。

なお、助成事業者は、助成事業終了後において、事業成果を自社ホームページへの掲載等により発表(公表)するよう努めてください。

また、当事業の広報のため助成事業者と協議のうえ、事業成果を当機構のWebページや案内書等に掲載することがあります。

## (8) 財産処分の制限

助成金により取得し、又は効用が増加した財産を処分する場合は、あらかじめ承認を受けてください。また、当該財産が耐用年数を経過している場合を除き、処分により収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付していただきます。

## (9) 助成後の返還義務及び公表

次の場合は助成金交付決定を取消し、既に助成金の交付を受けている場合は、助成金の全部又は一部を返還していただきます。また、違反や不正等について、原則、記者発表等により公表させていただきます。

- ① あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金(一般枠)交付要領に違反したとき
- ② 偽りその他不正の行為があったとき
- ③ 助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき
- ④ 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき

## 11 業務提携金融機関

三菱UFJ銀行、名古屋銀行、あいち銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、百五銀行、愛知信用金庫、豊橋信用金庫、岡崎信用金庫、いちい信用金庫、瀬戸信用金庫、半田信用金庫、知多信用金庫、豊川信用金庫、豊田信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、蒲郡信用金庫、尾西信用金庫、中日信用金庫、東春信用金庫、岐阜信用金庫、東農信用金庫、桑名三重信用金庫、豊橋商工信用組合、愛知県中央信用組合、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、愛知県信用保証協会

(別紙1)

## 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(地域未来投資促進法) (平成十九年法律第四十号)(抜粋)

(定義)

### 第二条

3 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

## 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)(抜粋)

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

### 第二条

- 5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者をいう。

## 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令(平成十九年政令第百七十八号)(抜粋)

(中小企業者の範囲)

第一条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号。以下「法」という。)第二条第三項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
一	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

2 法第二条第三項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 三 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 四 森林組合及び森林組合連合会
- 五 商工組合及び商工組合連合会
- 六 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 七 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- 八 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円(酒類卸売業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(酒類卸売業者については、百人)以下の従業員を使用する者であるもの

(別紙2)

地域資源例（下表の地域資源と地域の関連は一例となります）

		鉱工業品又は鉱工業品の生産にかかると技術	農林水産物	観光資源
県下全域に共通のもの		愛知の一般産業用機械、愛知の金型、愛知の金属加工機械、愛知の自動車部品、愛知の繊維機械、愛知の建具、愛知のプラスチック、愛知の和菓子、あいち認証材(木材、製材加工品)、愛知のIT技術と関連製品、愛知の航空機部品、愛知の宇宙産業関連部品		
名古屋市		愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、愛知のみりん、名古屋扇子、瀬戸焼、尾州の毛糸、尾州の毛織物、有松・鳴海絞、名古屋黒紋付染、名古屋のアパレル、さしめん、名古屋友禅、愛知の木製家具、名古屋桐箆笥、名古屋仏壇、名古屋節句人形、鋳物、尾張七宝、医療用機械器具・医療用品、愛知の漬物、尾張仏具	だいこん、八事五寸にんじん、名古屋コーチン、みつば、トマト、きぬあかり、野崎白菜	秀吉清正記念館、笠寺観音(笠覆寺)、常泉寺、有松地区の町並み、桶狭間古戦場伝説地、観音寺(荒子)多宝塔、興正寺五重塔、富部神社本殿、名古屋城、竜泉寺仁王門、リニモ(東部丘陵線)、熱田神宮信長塀、志段味古墳群、信長攻路
尾張北部	犬山市	愛知の清酒、犬山焼、げんこつ餡(げんこつ)、豆腐でんがく、犬山ドッグ	古代濃尾香り米、自然薯、桃	犬山城・犬山城下地区、犬山祭、木曾川うかい、五条川の桜並木、国宝茶室如庵、寂光院の紅葉、桃太郎神社、入鹿池、犬山温泉
	扶桑町	尾州の毛糸、尾州インテリア織物、名古屋のアパレル、名古屋仏壇、名古屋節句人形、愛知の漬物	だいこん	
	大口町	尾州インテリア織物、鋳物	かりもり、六条大麦	五条川の桜並木
	江南市	愛知の清酒、さしめん、尾州の毛糸、尾州の毛織物、名古屋仏壇、尾州インテリア織物、名古屋のアパレル、愛知の木製家具	越津ねぎ、はくさい、だいこん、きぬあかり	五条川の桜並木、こうなん藤まつり(曼陀羅寺公園の藤)、久昌寺、あじさい祭り、北野天神社まつり、すいとびあ江南、フラワーパーク江南、布袋の大仏
	一宮市	愛知の清酒、福来蜜、尾州の毛糸、尾州の毛織物、尾州インテリア織物、名古屋のアパレル、愛知の木製家具、名古屋仏壇、鋳物、切り干し大根、名古屋節句人形、愛知の漬物	なす、越津ねぎ、はくさい、鮎、卵、たまねぎ種子、だいこん	おりもの感謝祭一宮七夕まつり、真清田神社、妙興寺、一宮発祥のモニョング、黒田城跡、一宮コスプレパレード、濃尾大花火、美濃路(萩原宿・起宿)、一宮だいたいフェスタ大集合、冬の七夕カーニバル〜一宮イルミネーション〜、木曾川町一豊まつり
尾張中部	稲沢市	愛知の清酒、愛知のみりん、さしめん、尾州の毛糸、尾州の毛織物、名古屋のアパレル、愛知の木製家具、名古屋仏壇、鋳物、愛知の漬物	祖父江さんなん、ほうれんそう、稲沢の植木	国府宮はだか祭(離道神事)、勝幡城跡、そぶえイチョウ黄葉まつり、いなざわ梅まつり、大塚性海寺歴史公園・性海寺 稲沢あじさいまつり、いなざわ植木まつり、稲沢サンドフェスタ、へいわさくらまつり(桜ネックレス)
	岩倉市	尾州の毛織物、名古屋のアパレル、名古屋仏壇	名古屋コーチン	五条川の桜並木、のんぼり洗い
	小牧市	さしめん、尾州インテリア織物、愛知の木製家具、名古屋仏壇、医療用機械器具・医療用品、愛知の漬物	桃、名古屋コーチン、きぬあかり	大山麿寺跡、岩崎の清流亭の藤、小牧山(小牧山城)、熊野神社の五枚岩、宇都宮神社古墳、県営名古屋空港、名古屋コーチン発祥地
	春日井市	さしめん、瀬戸焼、名古屋のアパレル、名古屋友禅、愛知の木製家具、名古屋仏壇、名古屋桐箆笥、紙製品、紙製容器、医療用機械器具・医療用品	自然薯、桃、春日井サボテン、名古屋コーチン、きぬあかり	内々神社庭園、小野道風誕生伝説地、絹本著色聖宝像(林昌院)、二子山古墳、密蔵院(多宝塔、木造薬師如来立像)、愛岐トンネル群、県営名古屋空港
	北名古屋市	名古屋のアパレル、名古屋友禅、名古屋仏壇、名古屋黒紋付染、名古屋節句人形		高田寺、旧加藤家、北名古屋市歴史民俗資料館、アートエリアロード
	豊山町	さしめん、愛知の漬物	きぬあかり	航空館boon、県営名古屋空港
	清須市	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、愛知のみりん、名古屋のアパレル、名古屋桐箆笥、愛知の漬物	かぼちゃ、だいこん、かりもり、宮重大根、きぬあかり	清洲城、日吉神社、尾張西枇杷島まつり、信長攻路、五条川の桜並木
	津島市	愛知の清酒、愛知のみりん、さしめん、尾州の毛糸、尾州の毛織物、名古屋のアパレル、愛知の木製家具、名古屋仏壇、尾張七宝、もちこ料理、あかだ・くつわ	海部れんこん、いちご、海部東米(かぶとまい)	尾張津島天王祭の車楽舟行事、津島神社、尾張津島秋まつり、尾張津島藤まつり、開扉祭(おもと)、天王川公園、堀田家住宅、津島市観光交流センター
海部	愛西市	愛知の清酒、さしめん、尾州の毛糸、名古屋のアパレル、名古屋仏壇、尾張七宝、尾州の毛織物、愛知の漬物	ねぎ、海部れんこん、だいこん、にんじん、いちご、トマト、米	尾張津島天王祭の車楽舟行事、船頭平間門、大野城址(愛西市)、蓮見の会、あじさいレンコン街道、木曾川観光船、幼少期の信長像
	あま市	尾州の毛糸、名古屋のアパレル、名古屋仏壇、鋳物、さしめん、愛知のしょうゆ、愛知の豆みそ(赤みそ)、尾州の毛織物、尾張七宝、刷毛刷子、皮革製品、ホルモン(食肉)	越津ねぎ、海部東米(かぶとまい)、ねぎ、パンジー、小松菜、方領大根	甚目寺観音、香の物祭(宮津神社)、七宝焼アートヴィレッジ
	大治町	名古屋のアパレル	海部東米(かぶとまい)、赤シソ	明眼院、つるし飾り
	蟹江町	愛知の清酒、愛知のみりん、いなまんじゅう、尾州の毛織物、名古屋のアパレル、名古屋仏壇、鋳物、愛知の漬物	だいこん、いちじく、ポットマム、ペゴニア、ブーゲンヒレア、ポインセチア	尾張温泉、須成祭、富吉建速神社、八剱社
	弥富市	名古屋仏壇、鋳物	弥富金魚、きぬあかり、トマト、なす、みつば、米	芝桜まつり、やとみ春まつり
	飛島村	飛島村せんべい	ねぎ、ほうれんそう	
	尾張東部	瀬戸市	愛知の清酒、瀬戸染付焼、瀬戸の珪砂、瀬戸の陶土、赤津焼、瀬戸焼、招き猫、名古屋仏壇、瀬戸のファインセラミックス、Re瀬戸(リセット)、瀬戸焼そば、セト・ノベルティ、医療用機械器具・医療用品、愛知の漬物、ガラス工芸品・製品	
尾張旭市	瀬戸染付焼、瀬戸焼	フチヴェール、いちじく	愛知県森林公園、どうだん亭、紅茶フェスティバル in 尾張旭	

	長久手市		米、真菜、きぬあかり、プチヴェール	愛・地球博記念公園(モリコロパーク)、長久手温泉、長久手古戦場、リニモ(東部丘陵線)、色金山、首塚、トヨタ博物館、長久手市文化の家、長湫の誓園祭り、長久手の棒の手、御旗山、岩作のオマント
	日進市	名古屋節句人形	米、きぬあかり、プチヴェール	岩崎城、愛知牧場
	東郷町		米	黒笹七号窯、祐福寺
	豊明市	名古屋のアバレ、名古屋仏壇、三河仏壇、名古屋節句人形	きぬあかり	桶狭間古戦場伝説地、大脳の梯子獅子、阿野一里塚、沓掛城址、桶狭間古戦場まつり
知多	東海市	愛知のしょうゆ、愛知の豆みそ(赤みそ)、さしめん、常滑焼、銚物、名古屋のアバレ、名古屋仏壇、三河仏壇、愛知の漬物、えびせんべい	ふき、たまねぎ、洋ラン、ぶどう、いちじく、みかん、トマト	平洲記念館、尾張横須賀まつり、大田まつり、聚楽園大仏
	大府市	さしめん、常滑焼、名古屋仏壇、三河仏壇、銚物、医療用機械器具・医療用品、愛知の漬物、納豆	やまのいも、ぶどう、なし、みかわ牛、たまねぎ、菜の花、にんじん、かぼちゃ、キャベツ、はくさい、きゅうり、餅菜、ねぎ、ふき、きぬあかり、名古屋コーチン	あいち健康の森公園、ウエルネスバレー(あいち健康の森周辺)、ハス、大倉公園、いちご狩り、大倉公園つつじまつり、大府盆梅展、おしも井戸、八ツ屋神社(金メダルの神社)、大府シテイ健康マラソン大会、藤井神社祭礼(子供三番叟)、薬草園(あいち健康の森)、石ヶ瀬の合戦古戦場、ハナモモの郷、ウエルネスバレーロード、門通寺、延命寺、大府長根山ぶどう狩り、極楽寺、地蔵寺、常福寺、どぶろくまつり、普門寺、マントウ馬まつり
	知多市	さしめん、常滑焼、知多綿、知多綿スフ織物、名古屋のアバレ、名古屋仏壇、えびせんべい	ペコロス、ふき、佐布里の梅、きぬあかり、いちじく、米、たまねぎ、みかん	新舞子ブルーサンビーチ、佐布里池の梅林、大草城址、岡田の古い街並み
	東浦町	愛知の清酒、知多綿スフ織物、愛知の木製家具、銚物	ぶどう、あいち牛、米	ウエルネスバレー(あいち健康の森周辺)、緒川城址、善導寺、於大まつり、藤江のだんつく獅子舞、あいち健康プラザ、於大公園、於大のみち、村木砦跡
	阿久比町	愛知の清酒、知多綿スフ織物、食酢	米、あいち牛、きぬあかり、知多牛	花かつみ園
	半田市	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、愛知のみりん、食酢、さしめん、常滑焼、三州瓦、知多綿スフ織物、愛知の木製家具、名古屋仏壇、三河仏壇、銚物、三州瓦のシャモット、名古屋のアバレ	知多牛、あいち牛、みかわ牛、豚、きぬあかり、名古屋コーチン、米	亀崎潮干祭の山車(半田の山車)、新美南吉童話ゆかりの地(新美南吉記念館、南吉生家、南吉養家、矢勝川堤の彼岸花)、半田赤レンガ建物(旧カプトビル工場)、天龍山常楽寺、半田運河・威のまち、萬三の白モッコウバラ(小栗家住宅)
	武豊町	愛知のしょうゆ、愛知の豆みそ(赤みそ)、さしめん、常滑焼、知多綿スフ織物、愛知の漬物	あいち牛、米、知多牛、名古屋コーチン	武豊町歴史民俗資料館、醸造伝承館、春まつり、大足蛇車まつり(蛇の口花火)、武豊ふれあい山車まつり、まちの駅味の威たけとよ
	常滑市	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、さしめん、美浜の塩、銚物、常滑焼、招き猫、知多綿スフ織物、名古屋仏壇、三河仏壇、名古屋節句人形、えびせんべい	佐布里の梅、いちじく、のり、アカモク、きぬあかり、名古屋コーチン、米	大野城址(常滑市)、常滑焼まつり、中部国際空港、りんくうビーチ、やきもの散歩道、愛知県国際展示場、小脇公園
	美浜町	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、さしめん、美浜の塩、常滑焼、えびせんべい	米、みかん、あさり、のり、あいち牛、きぬあかり、グレープフルーツ、さきゅうり、恋美豚	鶴の山鶴繁殖地、野間大坊(大御堂寺)
	南知多町	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、常滑焼、えびせんべい	ふき、みかん、アナゴ、カタクチイワシ、こうなご(小女子)、とらふぐ、しらす、あいち牛、のり、タコ、大あさり、タイラギ(タイラ貝)、ナミガイ(白ミル)、マナコ(ナマコ、このわた)、ミルクイ(ホンミル)、米	内海海水浴場、鯛まつり、南知多温泉郷、霧島、日間賀島、羽豆岬、師崎漁港朝市、岩屋寺、岩屋寺奥之院
	西三河	豊田市	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、さしめん、瀬戸の陶土、瀬戸焼、三河の反毛、和紡績糸、三河の綿スフ織物、愛知の花火、瀬戸の珪砂、とよた五平餅、愛知の漬物	米、グリーンアスパラ、自然薯、豊田の梨、豊田の桃、三河材、鮎、小菊、茶、ブルーベリー、あいち牛、みかわ牛、シンピジウム、きぬあかり、小麦、しいたけ、ジビエ(イノシシ、シカ)、あまご、蜂蜜
みよし市			ぶどう、梅、かき(柿)、なし、きぬあかり	三好池まつり、三好いいじゃんまつり、三好大提灯まつり
知立市		名古屋仏壇、三河仏壇、あんまき、名古屋節句人形		知立神社多宝塔、知立の山車文楽とからくり、八橋かきつばた園(無量寿寺)、弘法笑店街道の市、知立公園花しょうぶ、弘法山遍照院
刈谷市		愛知のしょうゆ、愛知の豆みそ(赤みそ)、三州瓦、三河の綿スフ織物、愛知の木製家具、三河花火、三州瓦のシャモット	ぶどう、坊ちゃんかぼちゃ、さきゅうり、きぬあかり	万燈祭、小堤西池のカキツバタ群落、刈谷ハイウェイオアシス、刈谷アニメ collection、大名行列・山車祭、野田雨乞笠おどろ、夢と学びの科学体験館
高浜市		愛知のしょうゆ、愛知の豆みそ(赤みそ)、さしめん、三州瓦、三河の綿スフ織物、三河仏壇、吉浜細工人形、銚物、三州瓦のシャモット、とりめし、名古屋節句人形、三河焼	三河材、卵、きぬあかり	鬼みち、吉浜人形小路
安城市		愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、愛知のみりん、さしめん、三州瓦、三河の反毛、和紡績糸、三河の綿スフ織物、愛知の木製家具、名古屋仏壇、三河仏壇、銚物、三河花火、三州瓦のシャモット、西尾茶(製茶)、ユメプラステック、和泉手延べそうめん、愛知の漬物	米、いちじく、三河材、西尾の抹茶、あいち牛、みかわ牛、さきゅうり、安城梨、安城和牛、きぬあかり、小麦、ちんげんさい、碾茶	安城七夕まつり、三河万歳、安祥城址、安城産業文化公園デンパーク、新美南吉ゆかりの地(南吉の下宿先・南吉ウォールベント・でむし詩碑)、姫小川古墳、二子古墳、永安寺の雲竜の松、本證寺、安城市歴史博物館、安城公園、安城桜まつり、明治川神社、安城七夕神社、城藤園、堀内公園、マードレバレス、不葉森神社
碧南市		愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、愛知のみりん、さしめん、三州瓦、三河の綿スフ織物、三河仏壇、銚物、三州瓦のシャモット、へきなん焼そば、えびせんべい、三河焼	たまねぎ、にんじん、いちじく、三河材、いわし、しらす、さきゅうり、きぬあかり	応仁寺、あおいパーク、花しょうぶまつり、広藤園藤まつり、三面大黒天(遍照院)、志貴毘沙門天(妙福寺)、照光寺、称名寺、常行院、深称寺、清浄院、西方寺、斉宮社、大竹観音(観音寺)、大浜てらまちウォーキング、大浜熊野大神社、貞照院、哲学たいけん村無我苑、東正寺、碧南市臨海公園、宝珠寺、本伝寺、明石公園、油ヶ淵、油ヶ淵遊園地、海徳寺、碧南海浜水族館、林泉寺

東三河	岡崎市	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、きしめん、三州瓦、三河の反毛、和紡績糸、三河のロープ・網、三河花火、三河木綿、大門のしめ縄、三河の光学機器、名古屋仏壇、三河のシャモット、八丁味噌、植物油、岡崎まぜめん、名古屋節句人形	なす、法性寺ねぎ、自然薯、ぶどう、三河材、岡崎おうはん、藤川宿むらさき麦、いちご、茶、きぬあかり、小麦、米、萬歳、鮎、ジビエ(イノシシ、シカ)	東海道岡崎城下二十七曲り、岡崎ゲンジボタル発祥地、岡崎城、くらがり浜谷、滝山寺(滝山東照宮と滝山寺鬼祭)、岩津城址、八丁味噌蔵(八丁蔵通り)、東海道藤川宿、岡崎ジャズストリート、大樹寺、岡崎の桜まつり(家康行列)、岡崎城下家康公夏まつり、奥山田の家康まつり、家康公生誕祭、五万石ふじ、六ツ美悠紀齋田、馬川ホテルの里と湧水群、切山の犬さぎ、千万町の神楽、寺野の大クス、天恩寺山門・仏殿、万足平の猪垣
	幸田町	三河の反毛、和紡績糸、三河の綿スフ織物、三河のロープ・網、三河仏壇、三河の光学機器、チタン製高度部材、三河花火、名古屋節句人形	いちご、筆柿	三ヶ根山、三河万歳、幸田彦左まつり、幸田しだれ桜まつり、こうた風揚げまつり、本光寺
	西尾市	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、愛知のみりん、三河一色えびせんべい、きしめん、西尾茶(製茶)、三州瓦、三河の反毛、和紡績糸、三河の綿スフ織物、三河木綿、名古屋仏壇、三河仏壇、三河花火、三州瓦のシャモット、三河のロープ・網、愛知の漬物、三河帯芯	西尾の抹茶、バラ、洋ラン、三河材、あいち牛、カーネーション、あさり、のり、ニギス、いちご、いちじく、きゅうり、クルマエビ、ガザミ(ワタリガニ)、一色産うなぎ、なし、菊、観葉植物、きぬあかり、牛乳、小麦、米、さといも、大豆、卵、なす、にんじん、ねぎ、豚、ほうれんそう、パカガイ、喉茶	三河万歳、西尾城跡、佐久島、三河一色大提灯まつり、吉良温泉、吉良ワイキキビーチ、華蔵寺、国宝金蓮寺弥陀堂、旧糟谷邸、三ヶ根山、鳥羽の火祭り、ハワイアンフェスティバルin吉良、稲荷山茶園公園、西尾祇園祭、西尾市岩瀬文庫、とんぼろ干潟、愛知こどもの国、米津の川まつり、はずストーンカップチャレンジシリーズ、西尾市歴史公園、東条城跡、てんてこ祭、棉祖祭、紅樹祭、一色さかな広場
	豊根村	五平餅、金山寺みそ、枳もち、メープルシロップ、木質ベレット、ゆべし	ブルーベリー、三河材、ジビエ(イノシシ、シカ)、あまご、しいたけ、チョウザメ、鮎	花祭、茶白山高原、芝桜の丘、鬼鹿崎温泉、新豊根ダム(みどり湖)、念仏踊り、御神楽祭り
	東栄町	愛知の清酒、五平餅、東栄チキン、メープルシロップ	三河材、ジビエ(イノシシ、シカ)、あまご、鮎、茶	花祭、煮え潤のポットホール、設楽のしかうち行事、須佐之男神社のアヤスキ、チェンソーアート競技大会、東栄町のさいの神、長岡の産小屋、明神山と振草浜谷
	設楽町	愛知の清酒、五平餅、こんにゃく、メープルシロップ、甘露煮	米、大狗なす、トマト、網走サーモン、風来マス、三河材、ジビエ(イノシシ、シカ)、あまご、鮎、エゴマ、シクラメン、茶、段戸牛	三河の田楽(田峯田楽、風来寺田楽、黒沢田楽、黒倉田楽)、さららの森、面ノ木園地、田峯城、参候祭、花祭、念仏踊り、百万遍念仏、棒の手、若古谷山、清水のコヒガンザクラ、田峰観音奉納歌舞伎(地狂言)、寒狭川(ヤナ場)、田峰観音
	新城市	愛知の清酒、きしめん、三河のロープ・網、三河仏壇、チタン製高度部材、豊橋筆、風来寺硯、奥三河の五平餅	米、トマト、茶、梅、自然薯、八名丸里芋、いちご、ブルーベリー、あいち牛、みかわ牛、へば(クロスズメバチ)、風来牛、三河材、かき(富有柿、次郎柿)、ぶどう、ジビエ(イノシシ、シカ)、あまご、鮎、きぬあかり、奥三河ほうれん草	阿寺の七滝、桜淵公園、新城総合公園、乳岩及び乳岩峯、南設楽のほうか、風来寺山、三河の田楽(田峯田楽、風来寺田楽、黒沢田楽、黒倉田楽)、設楽のしかうち行事、富賢寺、風来山東照宮、のんばいロット「軽トラ市」、満光寺、湯谷温泉、長篠城址、四谷の千枝田、川尻の梅、傘杉、愛知県民の森、旧大野銀行本店、戦国ぐるめ街道スタンプラリー、信玄原の火おんどり、作手古城まつり、富水神社例大祭、長篠合戦のぼりまつり、鍋つる万灯、モーニング
	蒲郡市	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、きしめん、三河の綿スフ織物、三河のロープ・網、三河木綿、三河仏壇、三河の光学機器、チタン製高度部材、豊橋筆、三河の花火、医療用機械器具、医療用品、寝具、インテリア織物、ガマゴリうどん	いちご、蒲郡みかん、あさり、メヒカリ、ニギス、アマガエビ、マイクロマト、きぬあかり、蒲郡深海魚、蒲郡みかんの木、食用ギク(つま菊)、樹液デコボン	三ヶ根山、あじさいの里、エリカカップヨットレース、蒲郡地区マリーナ(海陽、ラグナ、西浦)、三谷祭、蒲郡手筒花火、蒲郡まつり、蒲郡温泉、竹島、西浦温泉、三谷温泉、形原温泉、三河大島、くらぶとフェア蒲郡、福寿稲荷こりやく市、生命の海科学館、海辺の文学記念館、蒲郡市博物館、竹島水族館、マリンセンターハウス(海資館)、モーニング
	豊川市	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、三河つくた煮、三河の綿スフ織物、三河のロープ・網、三河木綿、愛知の木製家具、三河仏壇、三河の光学機器、チタン製高度部材、豊橋筆、三河の花火、豊川いなりうどん、医療用機械器具・医療用品	大葉、グリーンアスパラ、トマト、いちご、蒲郡みかん、スプレー菊、バラ、あいち牛、千両さつま芋、ブルーベリー、三河材、あいち牛、みかわ牛、きぬあかり、音羽米、シクラメン、養殖鮎	御油の松並木、財賀寺、三明寺、豊川稲荷、東三河ふるさと公園、本宮山、三河国分寺跡、三河国分寺跡公園、宮路山、三河の手筒花火、砥鹿神社、大聖寺(今川義元の墓)、長谷寺(山本勘助の墓)、大恩寺(絹本著色玉宮曼荼羅図)、赤坂の舞台、大橋屋(旧旅籠屋跡)、法住寺(木造千手観音立像)、モーニング、若菜祭
	豊橋市	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、きしめん、豊橋ちくわ、豊橋のゼリー、三河つくた煮、三河のロープ・網、愛知の木製家具、三河仏壇、三河の光学機器、チタン製高度部材、豊橋筆、三河の花火、豊橋カレーうどん、植物工場(施設園芸)、医療用機械器具・医療用品、愛知の漬物、ガラ紡、刺子、帆船掛け、高精度ろ過メッシュフィルター	大葉、キャベツ、トマト、茶、いちご、かき(富有柿、次郎柿)、バラ、豊橋うずら、うなぎ、三河材、あいち牛、みかわ牛、卵、さやえんどう、スイカ、ラディッシュ、レタス、とうがん、食用小菊、豚、はくさい、なす、ぶどう、牛乳、米、コチョウラン、初恋レモン、だいこん、たまねぎ、ねぎ、スイートコーン(とうもろこし)、カリフラワー、ブロッコリー、きゅうり、セルリー、メロン、ちんげんさい、観葉植物、シクラメン、洋ラン、名古屋コーチン、ミニトマト、きぬあかり、スナックえんどう、エディブルフラワー、うずら、デルファイニウム、桃、なし	豊橋発祥のええじゃないか、三河の手筒花火、三河宿、豊橋総合動植物公園のんばいパーク、モーニング、路面電車、鬼祭、豊橋祇園祭、豊橋まつり(ええじゃないか豊橋まつり)、羽田祭、花しょうぶまつり(賀茂しょうぶ園)、吉田城
田原市	三河仏壇、豊橋筆、渥美あさりの押し寿司、愛知の漬物、大あさり半平太、名古屋コーチン	キャベツ、だいこん、トマト、ブロッコリー、茶、メロン、電照菊、バラ、あいち牛、鉢花、観葉植物、赤どり、あさり、しらす、田原牛、のり、みかわポーク、うなぎ、スプレー菊、みかわ牛、アルストロメリア、大あさり、スイカ、セルリー、牛乳、豚、卵、うずら、あつみ牛、暖か渥美の伊良湖常春ビーフ、牛、大葉(しそ)、ミニトマト、スイートコーン(とうもろこし)、ちんげんさい、レタス、カリフラワー、いちご、みかん(ハウスみかん)、どうまい牛乳、カーネーション、ガーベラ、スイートピー、ストック、シクラメン、あじさい、ハイビスカス、クロリオサ、かすみそう、トルコぎさよう、ポインセチア、きぬあかり、さつま芋	赤羽根海岸のロングビーチ、伊良湖岬、田原城跡、伊良湖岬灯台、恋路ヶ浜、蔵王山展望台、渥美半島どんぶり街道スタンプラリー、吉胡貝塚、渥美古窯、波辺華山幽居跡、田原風、田原祭、コナツツビーチ伊良湖、白谷海水浴場、仁崎海水浴場、田原市博物館(波辺華山関係資料)、シデコブシ、菜の花、トライアスロン伊良湖大会、モーニング	

公益財団法人あいち産業振興機構理事長 殿

所在地  
名称  
役職名  
代表者氏名

印

年度あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）交付申請書

あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）の交付を受けたいので、あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）交付要領第 6 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請する枠（該当する枠に○を記入してください）

区分	助成限度額	助成率
中小企業者等	50 万円以上 300 万円以内	1/2 以内
原油・原材料高騰等による影響を受けた中小企業者等 （中小企業者グループ・中小企業者団体を除く）	50 万円以上 300 万円以内	2/3 以内
小規模企業者	50 万円以上 100 万円以内	2/3 以内

2 助成事業に要する経費及び助成金交付申請額

助成事業に要する経費	助成対象経費	助成金交付申請額
円	円	円

3 事業完了予定年月日

年 月 日

（添付資料）

1	あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）助成事業計画書（別紙1）
2	（様式）申立書（役員一覧表）
3	直近の決算関係書類<写し> 【法人】決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、一般管理費明細書、株主資本等変動計算書、個別注記） 【個人】確定申告書
4	現在事項全部証明書等（3か月以内）<原本> 【法人】現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 【個人】戸籍証明書
5	事業や法人を紹介するパンフレット等、組合等は事業計画書・事業報告書
6	【グループの場合】グループ規約、組織図（代表者及び経理担当者を明示）、参加企業概要、全参加企業の決算関係書類（3のとおり）
7	【小規模企業者が助成率2/3で申請する場合】健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事象確認書（3か月以内）
8	【地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第2条第3項第1号から5号に規定される資本金の額を超える中小企業者が申請する場合】健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事象確認書（3か月以内）
9	原油・原材料高騰等による影響を受けた企業者として申請をする場合は、次の事業者毎に該当する書類<写し> 【法人】 対象期間と比較する期間を含む年度の確定申告書別表一の控え及び、対象期間・比較する期間の月次事業収入、売上総利益、営業利益がわかるもの 【個人青色申告】 2024年の確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書の控え、対象期間・比較する期間の月次事業収入、売上総利益、営業利益がわかるもの 【個人白色申告】 2024年の確定申告書第一表の控え、対象期間・比較する期間の月次事業収入、売上総利益、営業利益がわかるもの
10	その他必要と認めるもの

(別紙1) あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金(一般枠)助成事業計画書

1 申請者及び事業の概要

(1) 申請者の概要

企業等名称						
設立日		主たる業種				
資本金 (出資金)		円	従業員数	常勤役員	従業員	パート
				人	人	人
ホームページアドレス						
代表者	役職・氏名					
	電話		メール			
	住所	〒				
連絡担当	役職・氏名					
	電話		メール			
	住所	〒				
経理担当	役職・氏名					
	電話		メール			
「パートナーシップ構築宣言」の登録状況		事業継続力強化計画認定				

○本助成金の採択実績 (2018 年度以降)

採択年度	事業名	事業化(○/×)

○「原油・原材料高騰等による影響を受けた中小企業者等」の区分で申請する場合 (単位:円)

比較対象	起算年月	1 か月目	2 か月目	3 か月目	計
					0
					0

(2) 助成事業の概要

事業名					
事業の実施期間					
活用する地域資源					
事業概要 (250 文字以内)					
他の補助金の 重複申請		ありの 場合→	補助金名: 事業期間:		
他社の知的財産 の活用		ありの 場合→	許諾済 ・ 許諾予定		

## 2 助成事業の背景、目的、目標

### (1) 当社(既存事業等)の状況、課題等

--

### (2) 助成事業に取り組もうとする背景、目的

--

## 3 地域資源活用

### (1) 地域資源の選定理由(地域資源の特徴、強み等)

活用する地域資源
----------

--

### (2) 地域資源の活用方法

--

#### 4 事業の実施計画

##### (1) 助成事業の目標(本年度の目標)

--

##### (2) 事業実施の課題及びその解決策等

--

##### (3) 申請年度の事業スケジュール

時期	実施内容	備考(目的、成果イメージ、検証内容等)

##### (4) 展示会等の出展予定 ※該当の場合のみ記載

展示会等名称	開催時期	開催場所

##### (5) 次年度以降の事業実施計画 ※複数年度計画の場合のみ記載

実施年度	事業費(千円)	実施内容

## 5 事業の実施体制

### (1) 役割分担及び人員体制(共同実施者、協力者等を含む事業参加者の役割分担等)

企業等名	所在地	体制・役割等

<体制図等>

### (2) 外注加工または委託が必要な理由、外注加工等の内容 ※該当がある場合のみ記載

企業等名	外注加工等の理由及び内容

### (3) 資金調達方法及び調整状況

資金調達方法	調整状況

## 6 事業の新規性、需要開拓の見込み

(1) 助成事業の新規性・優位性(同業他社等の類似事例の有無・既存製品との違い等)

(2) 新製品等のコスト、販売価格等

(3) ターゲット市場の市場規模(最近の動向、将来性含む)、選定理由

(4) 需要開拓に向けた取組、今後の営業方針等

## 7 助成事業の達成目標

### (1) 助成事業が事業化した場合の効果(当社内)

--

### (2) 助成事業の売上等

	状況	売上額(千円)	売上根拠
1年後 (年月)			
2年後			
3年後			
4年後			
5年後			

### (3) 当社全体の売上高等の見込み

(単位：千円)

	直近期末実績 年月	1年後 年月	2年後 年月	3年後 年月	4年後 年月	5年後 年月
売上高						
経常利益 (計画)						

## 8 地域産業への波及効果等

### (1) 地域産業・業界の現状

--

### (2) 助成事業が事業化した場合の地域産業・業界・仕入先等への波及効果

--

### (3) 助成事業が事業化した場合の地域資源への波及効果

--

## 9 経費明細表

### (1) 助成事業に要する経費

(単位：円)

経費区分	助成事業に要する経費	助成対象経費	助成率	助成金要望額
①事業費	0	0		0
②試作・開発費	0	0		0
合計	0	0		0

(注1)「助成金要望額」とは、「助成対象経費」のうち助成金の交付を希望する額で、その限度額は、「助成対象経費」に助成率を乗じた額となる。

### (2) 本年度の経費配分内訳

#### ①事業費

(単位：円)

内容	助成事業に要する経費	助成対象経費	経費内訳（単価、数量等）
①事業費 計			

#### ②試作・開発費

(単位：円)

内容	助成事業に要する経費	助成対象経費	経費内訳（単価、数量等）
②試作・開発費 計			

(注1)「助成事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費をいう。

(注2)「助成対象経費」とは、「助成事業に要する経費」のうちで助成対象となる経費をいう。

(注3)「経費内訳」は、必要に応じて別紙を作成するなど詳細に記入すること。

(注4)「助成対象経費」及び「経費内訳」は、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入すること。

### (3) 本年度の資金調達内訳

(単位：円)

区分	助成事業に要する経費	資金の調達先
自己資金		
借入金		
助成金		
その他		
合計		

(注)2)本年度の経費配分内訳の助成事業に要する経費の合計額が、(3)本年度の資金調達内訳の合計額と一致すること。

### (4) 本年度の助成金要望額の手当て方法(上記(3)の助成金要望額の手当て方法) (単位：円)

区分	助成金相当額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
その他		
合計		

公益財団法人あいち産業振興機構理事長 殿

所在地  
名称  
役職名  
代表者氏名

印

### 事業事前着手届出書

年度あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）の申請にあたり、下記事業を助成金交付決定前に実施したいので届け出ます。

なお、交付決定前に着手する事業に関して、交付決定されなかった場合や交付決定額が減額された場合でも、異議の申し立てを行いません。

#### 記

- 1 事業名
  
- 2 出展予定の展示会名
  
- 3 申込日
  
- 4 支払(予定)額
  
- 5 支払(予定)日
  
- 6 事前着手が必要な理由

※経費の内容、申込日、支払額、支払日等具体的な内容がわかる資料を添付してください。

(様式)

## 申立書

年 月 日

公益財団法人あいち産業振興機構理事長 殿

所在地  
名称  
役職名  
代表者氏名

印

あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金を申請するにあたり、当社が愛知県暴力団排除条例（平成 22 年 10 月 15 日愛知県条例第 34 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有しない者でないことを申し立てます。

### 役員一覧表

番号	役職名	氏名 (かな)	氏名 (全角)	生年月日				性別	現住所
				元号	年	月	日	M・F	
1									
2									
3									
4									
5									

#### 記載上の注意

- 1 氏名（かな）は半角カナで姓と名の間を一文字空けること。
- 2 氏名は、姓と名の間を一文字空けること。
- 3 生年月日の元号は、明治は「M」、大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」とすること。
- 4 生年月日の年月日は、半角数字で2ケタになるように記載すること。  
（例）昭和40年1月15日生まれ⇒元号は「S」、年は「40」、月は「01」、日は「15」
- 5 性別は、男性は「M」、女性は「F」と記載すること。
- 6 県名は愛知県の場合は省略し、愛知県以外の場合は県名から記載すること。
- 7 行が足りないときは、行を増やして記載すること。

#### （申請者の皆様へ）

- 1 愛知県では、事務事業から暴力団を排除しております。あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）交付要領第3条の規定により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者には、助成金を交付いたしません。また、交付決定後にその旨明らかになった時は、同要領第19条の規定により、交付決定を取り消します。

2025年〇月〇日

公益財団法人あいち産業振興機構理事長 殿

提出日入力

【法人】現在事項全部証明書(履歴事項全部証明書) 【個人】印鑑登録証明書 と同一の住所を記入	所在地	〇〇市〇〇町一丁目1番
	名称	〇〇工業株式会社
	役職名	代表取締役
【法人】代表者印(会社実印) 【個人】印鑑登録証明書 と同一の印(実印)	代表者氏名	愛知 太郎 (印)

2025年度あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金(一般枠)交付申請書

あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金(一般枠)の交付を受けたいので、あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金(一般枠)交付要領第6条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請する枠(該当する枠に○を記入してください)

該当区分に「○」	区分	助成限度額	助成率
○	中小企業者等	50万円以上 300万円以内	1/2以内
	原油・原材料高騰等による影響を受けた中小企業者等 (中小企業者グループ・中小企業者団体を除く)	50万円以上 300万円以内	2/3以内
	小規模企業者	50万円以上 100万円以内	2/3以内

2 助成事業に要する経費及び助成金交付申請額

「9経費明細」と金額一致

助成事業に要する経費	助成対象経費	助成金交付申請額
6,536,200円	5,942,000円	2,971,000円

3 事業完了予定年月日

2026年9月30日

提出する資料に「○」記載してください

<添付資料> (5~10の資料については、提出する資料の番号に○を記入してください)

○	1 あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金(一般枠)助成事業計画書(別紙1)
○	2 (様式)申立書(役員一覧表)
○	3 直近の決算関係書類<写し> 【法人】決算関係書類(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、一般管理費明細書、株主資本等変動計算書、個別注記) 【個人】確定申告書
○	4 現在事項全部証明書等(3か月以内)<原本> 【法人】現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 【個人】印鑑証明書
	5 事業や法人を紹介するパンフレット等、組合等は事業計画書・事業報告書
	6 【グループの場合】グループ規約、組織図(代表者及び経理担当者を明示)、参加企業概要、全参加企業の決算関係書類(3のとおり)
	7 【小規模企業者が助成率2/3で申請する場合】健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認書(3か月以内)
	8 【地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第2条第3項第1号から5号に規定される資本金の額を超える中小企業者が申請する場合】健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認書(3か月以内)
	9 原油・原材料高騰等による影響を受けた企業者として申請をする場合は、次の事業者毎に該当する書類<写し> 【法人】 対象期間と比較する期間を含む年度の確定申告書別表一の控え及び、対象期間・比較する期間の月次事業収入、売上総利益、営業利益がわかるもの 【個人(青色申告)】 2024年の確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書の控え、対象期間・比較する期間の月次事業収入、売上総利益、営業利益がわかるもの 【個人(白色申告)】 2024年の確定申告書第一表の控え、対象期間・比較する期間の月次事業収入、売上総利益、営業利益がわかるもの
	10 その他必要と認めるもの

# 1 申請者及び事業の概要

## (1) 申請者の概要

必ず日本標準産業分類中分類から選択してください

企業等名称	〇〇工業株式会社				
設立日	1985年10月31日	主たる業種	輸送用機械器具製造業		
資本金 (出資金)	30,000,000円	従業員数	常勤役員	従業員	パート
			3人	25人	5人
ホームページアドレス	http://www.*****				
代表者	役職・氏名	代表取締役 愛知 太郎			
	電話	000-123-4555	メール	□□□□@□□□	
	住所	〒000-0000 〇〇市□□町一丁目1番			
連絡担当	役職・氏名	取締役総務部長 愛知 次郎			
	電話	000-123-4666	メール	△△△△@□□□	
	住所	〒000-0000 〇〇市□□町三丁目15番			
経理担当	役職・氏名	取締役総務部長 愛知 次郎			
	電話	同上	メール	同上	
「パートナーシップ構築宣言」の登録状況	登録済		事業継続力強化計画認定	認定済	

連絡担当、経理担当について、電話、メール、住所で同一の項目は「同上」と記入してください

「パートナーシップ構築宣言」及び「事業継続力強化計画認定」について、ホームページ等にて確認できれば加点します

平成31年度以降、本助成金の採択実績があれば全て記載事業化(売上等)状況について、○×を記入してください

○本助成金の採択実績(2018年度以降)

採択年度	事業名	事業化(○/×)
2020年度	〇〇試作品の開発	○
2023年度	△△展示会出展による販路開拓	×

○「原油・原材料高騰等による影響を受けた中小企業者等」の区分で申請する場合 (単位:円)

比較対象	起算年月	1か月目	2か月目	3か月目	計
事業収入	2024年12月	4,000,000	2,500,000	4,000,000	10,500,000
	2020年12月	5,000,000	3,000,000	4,000,000	12,000,000

10%減少に該当する「事業収入」「売上総利益」「営業利益」選択

任意の連続する3か月の収入金額等を記載してください

事業内容を表現する適切な名称を簡潔に記載

(例)・〇〇試作品の開発 ・△△展示会出展による販路開拓  
・□□技術の開発 ・〇〇試作開発及び△△展示会出展による販路拡大

## (2) 助成事業の概要

事業名	自動車部品製造技術を活用した純チタン製フライパンの開発				
事業の実施期間	交付決定日	～	2026年9月30日		
活用する地域資源	愛知の自動車部品、愛知の金型				
事業概要 (250文字以内)	当社が自動車部品製造で培ったチタンの精密プレス加工技術を活かし、純チタン製フライパンの商品化を目指す。 チタン製フライパンは、鉄やステンレスに比べ、保温性が高く、軽くて取扱いが容易等、フライパンに適した特徴がある一方、熱伝導率が低い焦げ付きやすいという課題がある。 当社技術により、フライパン表面にエンボス加工を施すことで、他社の既存製品に比べ、高寿命で焦げ付きにくいフライパンの実現を目指す。				
	事業期間が重複する他の補助金申請(交付決定を含む)がある場合は「あり」とし、補助金名及びその補助金の事業期間を記入してください。その場合は対象経費が重複していない旨の誓約書を提出いただきます。対象経費が重複する場合は申請できません。				
他の補助金の重複申請	あり	ありの場合→	補助金名	〇〇補助金	
			事業期間	2025年〇月〇日～2026年〇月〇日	
他社の知的財産の活用	あり	ありの場合→	許諾済		

## 事業計画書作成のポイント

- 「**新事業展開**」の内容が的確に伝わるように、図や写真、表、グラフ等を入れ、分かりやすく記載してください
- 以下の評価基準(詳細は18ページ参照)を意識し、具体的に記載してください
  - ①地域資源活用の度合 ②新規性 ③計画の妥当性 ④事業化の実現性 ⑤地域産業活性化への効果
- 事業計画書は10ページ程度を目安としてください
- 専門的な用語には注釈をつけてください

## 2 助成事業の背景、目的

### (1) 当社(既存事業等)の状況、課題等

自社の現状(業界、事業内容、強み等)や課題を記載してください

当社は設立以来、大手自動車部品メーカー(ティア1)の協力企業として、主に自動車プレス部品の製造を行ってきた。取引先からの要請等もあり、難加工材とされるチタンの精密プレス加工技術の向上に努め、業界内では「チタンプレスの〇〇工業」と呼ばれるまでになっている。

しかし、近年は自動車生産台数の調整や原材料費の高騰等により、売上、利益率ともに下降傾向にある。加えて、電動化への対応やサプライチェーンの見直し等、自動車産業を取り巻く環境の不透明感は増している。こうした中で、自動車のみ依存した事業構造から脱却する必要性を痛感している。

### (2) 助成事業に取り組もうとする背景、目的

なぜ助成事業に取り組むのか、背景や目的について記載してください

当社のチタンの精密プレス加工技術を活用し、自動車以外の分野に進出するため、新事業開発について模索していたところ、チタンの軽量性、強度の高さ、高耐食性といった長所を活かした「チタン製フライパン」の人気の高まっているとの情報を得た。商品化のため、既存のチタン製フライパンについて調査した結果、以下の課題があることが判明した。

#### <既存のチタン製フライパンの問題点>

- チタンは熱伝導率が悪く、フライパンの温度が均一にならないため焦げ付き易い。
- 熱伝導率の問題を解決するため、既存製品は底面にステンレスコーティングを施すことが多いが、コーティングは剥げやすく長期間使用すると効果が落ちるものが多い。

#### <チタンの特性>

- ①保温性が高い ②軽くて取扱いが容易 ③安全性が高い ④丈夫で長持ち ⑤耐食性が高い  
⇒フライパン素材としてはうってつけの素材
- ⑥熱伝導率が低い ⇒温度が均一にならず、焦げ付き易い

表2:チタンと各種金属の特性

	純チタン (TP340)	チタン合金 (Ti-6Al-4V)	普通鋼 (SPCC)	ステンレス鋼 (SUS304)	アルミ合金 (A5052P)	マグネシウム (AZ31)	銅 (C1020-0)
融点 (°C)	1,668	1,540~	1,530	1,400~	593~	630	1,083
密度 (g/cm <sup>3</sup> )	4.51	4.43	7.86	7.90	2.80	1.77	8.93
線形膨張係数 (1/K)	8.4	8.8	13.7	17.0	23.8	25.0	17.0
熱伝導率 (w/m·k)	17.0	7.5	60.4	16.0	137.0	159.0	385.0
比熱 (J/kg·k)	0.519	0.585	0.460	0.502	0.961	1.004	0.385
電気伝導率 (%対Cu)	3.1	1.0	17.2	2.4	35.0	40.0	100.0
電気比抵抗 (μΩ·m)	0.550	1.702	0.097	0.720	0.058	0.043	0.017
ヤング率 (Gpa)	106.3	113.2	192.1	199.9	73.2	44.8	107.8
耐力 (N/mm <sup>2</sup> )	277	909	179	206	101	200	69
引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	393	999	315	588	212	250	213
伸び (%)	39	18	48	59	24	22	55
硬さ (Hv)	140	310	126	174	60	190	50
比強度 (引張強さ/密度)	87.1	225.5	40.1	74.4	75.7	141.2	23.9

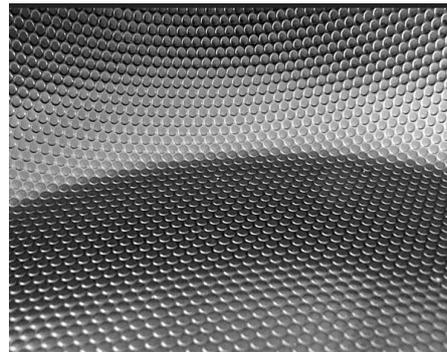
必要に応じて、表や図、写真等載せ、分かりやすく説得力のある内容にしてください

(一般社団法人 日本チタン協会HPより引用)

そこで当社は、自社のチタンプレス技術(自動車部品製造技術)を活かし、フライパン表面に細かな凹凸を箔押しするエンボス加工※を施し、純チタン製でありながら焦げ付きにくいフライパン開発に取り組むこととした。

<※エンボス加工>  
表面の凹凸により、  
食材との接地面を減らす効果がある。

エンボス加工のイメージ図



### 3 地域資源活用

#### (1) 地域資源の選定理由(地域資源の特徴、強み等)

活用する地域資源	愛知の自動車部品、愛知の金型
----------	----------------

活用する地域資源は当社の「愛知の自動車部品(自動車部品製造で培ったプレス技術)」、及びD精器(株)の「愛知の金型」技術である。

愛知県では、自動車産業を中心に、中小企業が様々な生産技術を互いに切磋琢磨し、高度な技術を確認してきた。しかしながら、近年、自動車産業を取り巻く環境は大きく変化し、中小企業の廃業により高度な技術、ノウハウが失われつつある。当社の「プレス技術(自動車部品製造技術)」やD精器(株)の「金型製造技術」もそうした技術の一つである。

自動車産業で培った技術を他産業にも展開し、自社ブランドの商品を開発することで、自動車産業依存からの脱却、高度な技術・ノウハウの保持、更なる成長を目指していきたい。

#### (2) 地域資源の活用方法

チタンは硬く、精密なエンボス加工を施せる業者は国内でも少数しかない。自動車産業で培った高度な技術を異分野に活用することで、既存業者がマネできない付加価値の高い製品を開発し、競争優位性を確保する。

#### 4 事業の実施計画

本事業期間内の目標を記載してください  
可能なかぎり**数値目標**を設定してください

##### (1) 助成事業の目標(本年度の目標)

エンボス模様やサイズの異なる純チタン製フライパン(20パターン以上)を試作し、焦げ付きにくさや耐久性等の評価を行う。

展示会に試作品を出展し、来場者等から意見聴取し、改良品を試作する。

<数値目標>

試作品数:20パターン以上

耐摩耗試験:〇〇回クリア

展示会アンケート回収:〇〇件以上

(1)の目標達成に向けて事業実施するうえで、課題とその課題を解決するための取組等について記載してください

##### (2) 事業実施の課題及びその解決策等

###### ①エンボス加工条件の検討

難加工材料であるチタンに微細なエンボス加工を施す必要があるため、当社のプレス職人チーム及び既存事業で取引のある県内金型メーカーが連携し、最適形状の金型、プレス仕様等を検討する。

###### ②最適なエンボス模様等の検討

どのようなエンボス模様が焦げ付きに効果的であるのか検証するため、20パターン程度を試作する。調理器具の試験実績の高いS研究所と連携し、焦げ付き、耐久試験を実施することで、最適なパターンを見極める。

###### ③市場調査・マーケティング

新たな分野(調理器具)への進出であるため、展示会への出展等により、バイヤーや消費者等の意見を聴取し、調理器具に関する知見の獲得し、試作品の改良に活かす。

各実施内容は、**どのような目的で、どのような成果を得るために実施するのか、**わかるように記載してください

##### (3) 申請年度の事業スケジュール

時期	実施内容	備考(目的、成果イメージ、検証内容等)
10月～3月	試作品の開発	20パターン程度の試作
4月	焦げ付き、耐久試験(S研究所)	試験結果から最適パターン見極め
5月～6月	試作品の改良	試験結果の反映
5月	商標登録手続き	自社ブランドとするために商標登録
6月～7月	パンフレット・HPの作成	パンフレット等の完成
7月～	展示会出展	バイヤー等から意見聴取
7月～9月	試作品の改良	バイヤー等の意見反映
9月末	事業完了、実績報告	

出展の可能性のあるものは全て記載してください  
交付決定(10月上旬)前に出展申込が必要な場合は、**事前着手届の提出**が必要です

##### (4) 展示会等の出展予定 ※該当の場合のみ記載

展示会等名称	開催時期	開催場所
キッチンウェアEXPO	2026/7/1 ～ 2026/7/4	東京ビックサイト
ライフスタイル展	2026年9月上旬 ～ 2026年9月中旬	幕張メッセ

単年度事業の場合は記入不要。該当しない場合は斜線を引いてください  
(複数年度事業の場合は次年度以降の事業費、事業内容を記載してください)

##### (5) 次年度以降の事業実施計画 ※複数年度計画の場合のみ記載

実施年度	事業費(千円)	実施内容
2027年	3,000	試作品のモニター評価、販路開拓

助成事業に要する経費の見込金額を記載してください

## 5 事業の実施体制

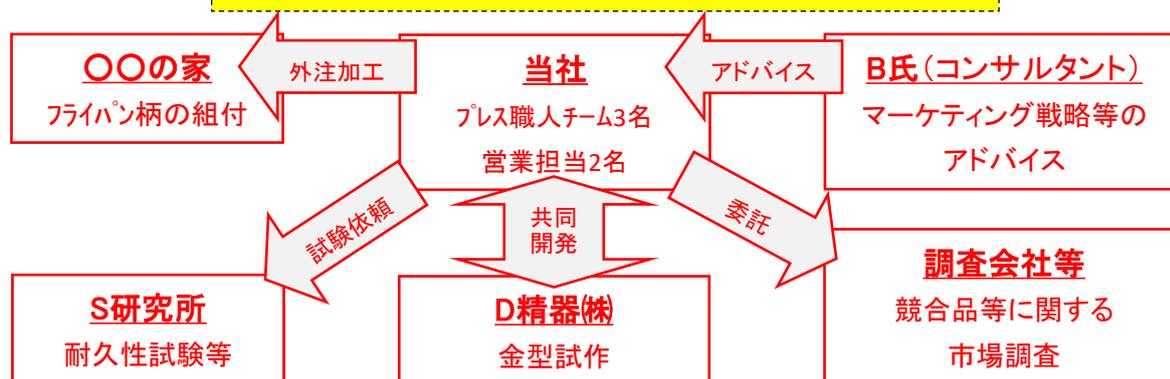
### (1) 役割分担及び人員体制(共同実施者、協力者等を含む事業参加者の役割分担等)

企業等名	所在地	体制・役割等
〇〇工業(株)	〇〇市	事業統括:取締役総務部長 愛知次郎 試作開発:プレス職人チーム3名(プレス加工に携わるベテラン職人) 市場調査・マーケティング:営業担当2名
D精器(株)	□市	精密金型製造40年の実績を誇る老舗企業であり、当社と良好な協力関係を築いている。 当社のプレス職人チームと連携し、試作金型を作製する。
S研究所	△市	調理器具の試験実績が多く、調理器具の耐久性等の知見を有する試験機関。 試作品の焦げ付きや耐久性に関する試験を委託する。
「〇〇の家」	○市	当社の近隣にある授産施設であり、日用品の組立等を行っている。 フライパンの柄の組付け作業を依頼する。
コンサルタント B氏	◇市	大手調理器具メーカーで営業経験のあるコンサルタント。 マーケティング戦略等についてB氏からアドバイスを受ける。
調査会社等	未定	新商品の競合品等に関する市場調査を委託。 (プロポーザルにより業者選定予定)

具体的な企業が決まっていない場合は、  
どのような業者にどのような業務を依頼予定か記載してください

### <体制図等>

体制図等で事業参加者の関係性がわかるよう記載してください



対象経費「外注加工費」「委託費」を計上している場合は、  
どのような業務をなぜ外注加工等する必要があるのか記載してください

### (2) 外注加工または委託が必要な理由、外注加工等の内容 ※該当がある場合のみ記載

企業等名	外注加工等の理由及び内容
「〇〇の家」	フライパンの柄の組付けについては、当社内の現体制ではできない作業であるため、近隣の授産施設「〇〇の家」に外注加工として依頼する。 量産化を見据え、「〇〇の家」と連携し、近隣で組立できる体制を構築する。
調査会社等	当社内では、調理器具分野に関する知見がないため、マーケティング戦略を検討するための基礎データとして、競合品等に関する市場調査を委託する。 プロポーザルにより、調理器具分野の調査に長けた業者を選定する。

### (3) 資金調達方法及び調整状況

事業資金の調達方法を記載してください  
金融機関等から借入予定の場合は、調整状況を記載してください

資金調達方法	調整状況
A銀行からの借入で事業資金を調達予定	A銀行の担当者へ、当事業について説明し、借入の内諾を得ている。

## 6 事業の新規性、需要開拓の見込み

審査のポイント「新規性」について、どこに新規性があるのか、類似品等との違い、優位性はどこにあるのか等、記載してください

### (1) 助成事業の新規性・優位性(同業他社等の類似事業)

チタン製フライパンは、人気が高まりつつあり、複数の商品が販売されている。  
 チタンは、鉄やステンレス比べ、保温性が高い、軽くて取扱いが容易等のフライパン素材に適した特徴がある。一方で、熱伝導率が低いため温度が均一にならず、焦げ付き易いという問題点がある。  
 他社のチタン製フライパンでは、底面にステンレスコーティングしたり、チタンとステンレスの二層構造にすることで、焦げ付きの問題解決を図っているが、こうした方法では、丈夫で、軽量であるといったチタンの長所が犠牲となっている。  
 本事業では、当社の「チタンプレス技術」を活用して、同業他社がマネできない、チタンへのエンボス加工を施し、食材とフライパン表面の接地面を少なくすることで、焦げ付きを防ぐ。チタンの長所を生かしたまま、焦げ付かない純チタン製フライパンの完成を目指す。  
 なお、鉄やステンレスでエンボス加工を施したフライパンは存在するが、硬くプレス加工しにくいチタンでエンボス加工を施したフライパンは当社が調べた範囲内では存在しない。

< 開発品と既存製品の違い > 開発品の長所等について、類似品との比較を表等でわかりやすく図示してください

	純チタン (開発品)	ステンコーティング チタン	ステン、チタン 二層式	鉄、ステン
重さ	◎	○	△	×
強度、耐久性	◎	△	○	×
焦げ付きにくさ	◎	○	○	×

### (2) 新製品等のコスト、販売価格等

チタン製フライパンは高級調理器具と認知されており、他社製品の価格はおよそ1万円前後である。当社の純チタン製フライパンは既存のチタン製フライパンとも一線を画すものであり、販売価格は1万5千円程度を見込んでいる。

< 販売価格(想定) > 想定されるコスト、販売価格、売上額等を記載してください

商品	製造コスト	販売価格(卸値)	販売価格(市場価格)
28cmサイズ	5,000円	10,000円	15,000円
24cmサイズ	5,000円	8,000円	12,000円

### (3) ターゲット市場の市場規模(最近の動向、将来性含む)、選定理由

□□によると家庭用調理器具の市場規模(○年時点)は○億円とされ、ここ数年は安定的に推移している。

当商品のメインターゲットは料理好きの一般顧客およびプロの料理人を想定している。  
 一般家庭においては節約志向、健康志向から内食の需要が伸びている。こうした中でどうせ作るなら美味しいものにこだわりたいと、食材や調理器具にこだわる層が一定数存在し、P社の無水鍋をはじめとして、1個数万円の高級調理器具がヒットしている。当社の開発する純チタン製フライパンもこうしたニーズに応えるものであり、ターゲット市場になり得ると考える。  
 プロの料理人に対しては純チタン製フライパンの軽量性、丈夫さが大きなアピールポイントとなる。初期投資は高くつくが、軽量性による料理人の身体的負担の軽減、丈夫であることによるコストパフォーマンスの高さをアピールすることで、チェーン店を始め、大口の受注を獲得できると考える。  
 上記の国内消費に加え、東京の合羽橋道具街を来訪する外国人客のようなインバウンド需要も増加傾向にあり、メイドインジャパンの調理器具の将来性は高い。

### (4) 需要開拓に向けた取組、今後の営業方針等

商品化後のプロモーションについては、展示会、HPで商品力の高さをアピールするとともに、インフルエンサーである料理研究家や料理人に商品を使用してもらい、SNS等でアピールしてもらうことを想定している。  
 販売については中間マージンを省き、収益性を高める為、当面はインターネット通販を主体に検討する。

## 7 助成事業の達成目標

助成事業が事業化した際の**自社内**の効果  
(設備投資、雇用創出、経営への影響等)について記載してください

### (1) 助成事業が事業化した場合の効果(当社内)

試作品の完成に目途が立った段階で、量産体制構築に向け、設備投資(〇〇千円程度)、従業員〇名を新たに雇用予定。  
本事業により、調理器具で自社ブランドを立ち上げることで、当社の知名度が向上し、既存事業にも好影響をもたらすと考えられる。  
さらに、本事業を契機に、他分野への展開を進め、これまでの自動車依存の体質からの脱却、経営基盤の安定化を図る。

### (2) 助成事業の売上等

本事業完了の1年後からの助成事業の事業化(商品化)状況、売上額等の見込を記載してください

年	状況	売上額(千円)	売上根拠
1年後 2027年9月	試作開発中、モニター評価等	0	
2年後	販売開始(28cmサイズ)	30,000	28サイズ@15,000円×2,000個
3年後	販売開始(24cmサイズ)	84,000	28サイズ@15,000円×4,000個 24サイズ@12,000円×2,000個
4年後	販売先(国内代理店)拡大	168,000	28サイズ@15,000円×8,000個 24サイズ@12,000円×4,000個
5年後	海外展開		

### (3) 当社全体の売上高等の見込み

貴社全体の売上高、経常利益の見込を記載してください

位:千円)

	直近期末実績 2025年3月	1年後 2026年3月	2年後 2027年3月	3年後 2028年3月	4年後 2029年3月	5年後 2030年3月
売上高	811,336	820,000	860,000	920,000	1,015,000	1,100,000
経常利益	73,121	71,000	76,000	81,000	96,000	100,000

個人は「青色申告特別控除前の所得金額④」の金額を記載してください

## 8 地域産業への波及効果等

### (1) 地域産業・業界の現状

現時点では、県内の大手自動車メーカーのもと、一定の受注は確保できている。しかし、原材料費や光熱水費等が高騰している中、価格転嫁が十分に進んでおらず、中小企業の収益性は右肩下がり傾向にある。  
事業基盤が比較的安定しているうちに、他産業へ進出するため、新事業の種まきが不可欠である。

### (2) 助成事業が事業化した場合の地域産業・業界・仕入先等への波及効果

新商品の量産化により、仕入先等で、売上の増加、新たな設備投資、雇用の増加等が期待できる。

<事業化した際の仕入先等>

D精器(株)(〇市):量産向けの金型製造

E社(〇市):素材となるチタン合金板の仕入先

F社(〇市):フライパンのプラスチック部品(柄など)の製造加工

〇〇の家(〇市):フライパンの組付けを委託予定の授産施設

事業化した際の仕入先等について具体的に記載してください  
(売上増等の波及効果が見込まれる企業等)

地域産業や業界全体に対する  
波及効果についても記載してください

また、フライパンという身近な商品に、これまで培った高度な生産技術を活用することで、県内自動車部品産業、金型産業のレベルの高さをPRすることができ、本県の自動車産業全体にもプラスの効果をもたらすことができる。

助成事業が事業化した場合に、地域資源に  
どのような好影響を与える可能性があるのか記載してください

### (3) 助成事業が事業化した場合の地域資源への波及効果

自動車産業で培った技術を他産業に展開した事例として発信することで、県内中小企業が保有する「愛知の自動車部品」及び「愛知の金型」の高度な技術・ノウハウの保持、伝承に貢献していきたい。

## 9 経費明細表

経費区分「事業費」、「試作・開発費」ごとに  
助成対象経費合計額×助成率(千円未満切捨て)

### (1) 助成事業に要する経費

(単位:円)

経費区分	助成事業に要する経費	助成対象経費	助成率	助成金要望額
①事業費	3,665,200	3,332,000	1/2以内	1,666,000
②試作・開発費	2,871,000	2,610,000	1/2以内	1,305,000
合計	6,536,200	5,942,000		2,971,000

(注1)「助成金要望額」とは、「助成対象経費」のうち助成金の交付を希望する額で、その限度額は「助成対象経費」に助成率を乗じた額になる。

### (2) 本年度の経費配分内訳

助成対象経費の内容記載  
(6ページ参照)

消費税込金額

消費税抜金額

#### ① 事業費

(単位:円)

内容	助成事業に要する経費	助成対象経費	経費内訳(内容、単価、数量等)
専門家謝金	660,000	600,000	コンサルタント謝金 月55,000円×12か月
従事者旅費 (キッチンウェアEXPO)	228,800	208,000	東京都内、3泊4日、4名 鉄道運賃@24,200×4名 宿泊料@11,000×3泊×4名
従事者旅費 (ライフスタイル展)	92,400	84,000	東京都内、2泊3日、2名 鉄道運賃@24,200×2名 宿泊料@11,000×2泊×2名
会場借料 (キッチンウェアEXPO)	550,000	500,000	東京ビックサイト 出展料(1小間)
会場借料 (ライフスタイル展)	220,000	200,000	幕張メッセ 出展料(1小間)
会場整備費 (キッチンウェアEXPO)	220,000	200,000	東京ビックサイト 什器・備品・造作代
会場整備費 (ライフスタイル展)	110,000	100,000	幕張メッセ 什器・備品・造作代
通信運搬費	88,000	80,000	出展物の配送費@22,000×往復×2展示会
印刷製本費	66,000	60,000	新商品PR用パンフレット印刷代 @33×2,000部
特許権等産業財産権取得費	330,000	300,000	新商品の商標登録に要する弁理士費用
委託費(市場調査)	880,000	800,000	競合品等に関する市場調査
広告宣伝費	220,000	200,000	新商品PR部分のホームページ作成
①事業費 計	3,665,200	3,332,000	

助成事業に関する部分のみ対象  
助成事業と直接関係のない部分是对象外  
(例:会社HP全体のリニューアル等是对象外)

#### ② 試作・開発費

(単位:円)

内容	助成事業に要する経費	助成対象経費	経費内訳(単価、数量等)
原材料費(チタン板材)	396,000	360,000	チタン板材@9,900×40枚
原材料費(フライパン柄部品)	330,000	300,000	フライパン柄部品
外注加工費	220,000	200,000	柄の組付け(〇〇の家)
試験・分析費	165,000	150,000	試作品の耐久性試験(S研究所)
機械装置導入費	1,210,000	1,100,000	試作金型費(D精器機)
機械装置導入費	550,000	500,000	〇〇装置(製造メーカー:株式会社〇〇、型式:〇〇)
②試作・開発費 計	2,871,000	2,610,000	

原材料等は試作・開発に必要な  
最低限度の数量としてください

機械装置等(取得財産として計上)の場合  
・該当経費を黄色セルで表示してください  
・仕様やスペック等が分かるように記載してください  
・参考資料としてカタログ等を提出してください

(注1)「助成事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費をいう。

(注2)「助成対象経費」とは、「助成事業に要する経費」のうちで助成対象となる経費をいう。

(注3)「経費内訳」は、必要に応じて別紙を作成するなど詳細に記入すること。

(注4)「助成対象経費」及び「経費内訳」は、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入すること。

**(3) 本年度の資金調達内訳**

(単位：円)

区分	助成事業に要する経費	資金の調達先
自己資金	565,200	
借入金	3,000,000	A銀行〇〇支店
助成金	2,971,000	(公財)あいち産業振興機構
その他		
合計	6,536,200	(1)及び(2)の助成事業に要する経費の合計額と一致

(注) (2) 本年度の経費配分内訳の助成事業に要する経費の合計額が、(3) 本年度の資金調達内訳の合計額と一致すること。

助成金は原則として精算払いのため、交付されるまでの事業資金の調達手段を記載してください

**(4) 本年度の助成金要望額の手当て方法** (上記(3)の助成金要望額の手当て方法)

(単位：円)

区分	助成金相当額	資金の調達先
自己資金	971,000	
借入金	2,000,000	A銀行〇〇支店
その他		
合計	2,971,000	(1)の助成金要望額と一致

(様式)

## 申立書

2025年〇月〇日

公益財団法人あいち産業振興機構理事長 殿

中小企業者グループでの申請の場合  
企業ごとに申立書を作成してください

所在地 〇〇市〇〇町一丁目1番  
名称 〇〇工業株式会社  
役職名 代表取締役  
代表者氏名 愛知 太郎 印

あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金を申請するにあたり、当社が愛知県暴力団排除条例(平成22年10月15日愛知県条例第34号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有しない者でないことを申し立てます。

各役員の現住所(自宅)を記載してください

### 役員一覧表

番号	役職名	氏名 (カナ)	氏名 (全角)	生年月日				性別 M・F	現住所
				元号	年	月	日		
1	代表取締役	アイチ タロウ	愛知 太郎	S	40	01	15	M	〇〇市〇〇町二丁目5番
2	取締役	アイチ シロウ	愛知 次郎	H	02	06	20	M	〇〇市〇町一丁目31番地 ■■マンション201号室
3	取締役	サウ シロウ	佐藤 二郎	S	45	10	30	M	岐阜県△△市●●町2番地6
4	監査役	アイチ ハナコ	愛知 花子	S	43	11	05	F	〇〇市〇〇町二丁目5番
5		現在事項全部証明書等に記載されている全ての役員(監査役含む)を記載してください							
6									

#### 記載上の注意

- 氏名(カナ)は半角カナで姓と名の間を一文字空けること。
- 氏名は、姓と名の間を一文字空けること。
- 生年月日の元号は、明治は「M」、大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」とすること。
- 生年月日の年月日は、半角数字で2ケタになるように記載すること。  
(例)昭和40年1月15日生まれ⇒元号は「S」、年は「40」、月は「01」、日は「15」
- 性別は、男性は「M」、女性は「F」と記載すること。
- 県名は愛知県の場合は省略し、愛知県以外の場合は県名から記載すること。
- 行が足りないときは、行を増やして記載すること。

#### (申請者の皆様へ)

- 愛知県では、事務事業から暴力団を排除しております。あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金(一般枠)交付要領第3条の規定により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者には、助成金を交付いたしません。また、交付決定後にその旨明らかになった時は、同要領第19条の規定により、交付決定を取り消します。
- この計画書に係る助成金の交付が暴力団を利用するか否かについて、愛知県警本部長に役員一覧表の氏名、生年月日、住所その他の申立書に記載されている情報を提供し、その意見を聞くことがあります。